

# 目 次

## 第 1 号 (2月28日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	5
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第7号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第9号)	
	日程第5 議案第8号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第6 議案第9号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第5号)	
	日程第7 議案第10号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)	
	日程第8 議案第11号 令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第1号)	
	日程第9 議案第12号 令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	日程第10 議案第13号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第6号)	
	日程第11 議案第14号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第5号)	
	日程第12 議案第15号 令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第4号)	
	日程第13 議案第16号 令和5年度南越前町下水道特別会計補正予算(第4号)	
	日程第14 議案第17号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第6号)	
	日程第15 議案第18号 令和6年度南越前町一般会計予算	
	日程第16 議案第19号 令和6年度南越前町国民健康保険特別会計予算	
	日程第17 議案第20号 令和6年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算	
	日程第18 議案第21号 令和6年度南越前町河野診療所特別会計予算	
	日程第19 議案第22号 令和6年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算	
	日程第20 議案第23号 令和6年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算	
	日程第21 議案第24号 令和6年度南越前町老人保健施設特別会計予算	
	日程第22 議案第25号 令和6年度南越前町介護保険特別会計予算	
	日程第23 議案第26号 令和6年度南越前町水道事業会計予算	
	日程第24 議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算	
	日程第25 議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について	
	日程第26 議案第29号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第27 議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について	
	日程第28 議案第31号 南越前町分担金徴収条例の一部改正について	

日程第 29	議案第 32 号	南越前町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 30	議案第 33 号	南越前町介護保険条例の一部改正について
日程第 31	議案第 34 号	南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第 32	議案第 35 号	南越前町漁港管理条例の一部改正について
日程第 33	議案第 36 号	南越前町河野漁業会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第 34	議案第 37 号	南越前町小規模企業振興条例の制定について
日程第 35	議案第 38 号	南越前町北前船主の館右近家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 36	議案第 39 号	南越前町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
日程第 37	議案第 40 号	南越前町水道事業給水条例及び南越前町水道法施行条例の一部改正について
日程第 38	議案第 41 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 39	議案第 42 号	財産の無償譲渡について
日程第 40	報告第 2 号	専決処分事項の報告について (南越前町職員住宅整備工事変更契約について)

# 目 次

## 第 2 号 (2月29日)

1	出席議員	22
2	欠席議員	22
3	説明のための出席者	22
4	職務のための出席者	22
5	議事日程	22
6	本日の会議に付した事件	23
7	議事	
	開議	25
日程第1	議案第7号	令和5年度南越前町一般会計補正予算(第9号)
日程第2	議案第8号	令和5年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第3	議案第9号	令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第5号)
日程第4	議案第10号	令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)
日程第5	議案第11号	令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第1号)
日程第6	議案第12号	令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第7	議案第13号	令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第6号)
日程第8	議案第14号	令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第5号)
日程第9	議案第15号	令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第10	議案第16号	令和5年度南越前町下水道特別会計補正予算(第4号)
日程第11	議案第17号	令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第6号)
日程第12	議案第28号	南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
日程第13	議案第29号	南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第30号	南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15	議案第31号	南越前町分担金徴収条例の一部改正について
日程第16	議案第32号	南越前町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第33号	南越前町介護保険条例の一部改正について
日程第18	議案第34号	南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第19	議案第35号	南越前町漁港管理条例の一部改正について
日程第20	議案第36号	南越前町河野漁業会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第21	議案第37号	南越前町小規模企業振興条例の制定について
日程第22	議案第38号	南越前町北前船主の館右近家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第39号	南越前町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
日程第24	議案第40号	南越前町水道事業給水条例及び南越前町水道法施行条例の一部改正について
日程第25	議案第41号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第26	議案第42号	財産の無償譲渡について
日程第27	議案の常任委員会付託	



# 目 次

## 第 3 号 (3月5日)

1	出席議員	30
2	欠席議員	30
3	説明のための出席者	30
4	職務のための出席者	30
5	議事日程	30
6	本日の会議に付した事件	30
7	議事	
	開議	31
	日程第1 一般質問	
	平谷 弘子	31
	大浦 和博	35
	城野 庄一	41
	山本 徹郎	46
	高橋 宏介	52
	熊谷 良彦	58
	谷口 善治	61
	山本 優	64
8	散会	68

# 目 次

## 第 4 号 (3月15日)

1	出席議員	69
2	欠席議員	69
3	説明のための出席者	69
4	職務のための出席者	69
5	議事日程	69
6	本日の会議に付した事件	70
7	議事	
	開議	72
日程第1	議案第18号	令和6年度南越前町一般会計予算
日程第2	議案第19号	令和6年度南越前町国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第20号	令和6年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
日程第4	議案第21号	令和6年度南越前町河野診療所特別会計予算
日程第5	議案第22号	令和6年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
日程第6	議案第23号	令和6年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第24号	令和6年度南越前町老人保健施設特別会計予算
日程第8	議案第25号	令和6年度南越前町介護保険特別会計予算
日程第9	議案第26号	令和6年度南越前町水道事業会計予算
日程第10	議案第27号	令和6年度南越前町下水道事業会計予算
	当初予算特別委員長報告	
日程第11	議案第28号	南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
日程第12	議案第29号	南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第30号	南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第14	議案第31号	南越前町分担金徴収条例の一部改正について
日程第15	議案第32号	南越前町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第33号	南越前町介護保険条例の一部改正について
日程第17	議案第34号	南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第18	議案第35号	南越前町漁港管理条例の一部改正について
日程第19	議案第36号	南越前町河野漁業会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第20	議案第37号	南越前町小規模企業振興条例の制定について
日程第21	議案第38号	南越前町北前船主の館右近家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第39号	南越前町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第40号	南越前町水道事業給水条例及び南越前町水道法施行条例の一部改正について
日程第24	議案第41号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第25	議案第42号	財産の無償譲渡について
	各常任委員長報告	

日程第 26	議案第 43 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 27	議案第 44 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 28	発議第 1 号	南越前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 29	発議第 2 号	南越前町議会委員会条例の一部改正について
日程第 30	発議第 3 号	南越前町議会規則の一部改正について
日程第 31		議員派遣について

令和6年3月南越前町議会会議録

招集の告示 令和6年2月 9日 南越前町告示第6号  
招集の期日 令和6年2月28日  
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 2月28日(水)

出席議員(敬称略) 11名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	6番 大浦和博	7番 城野庄一
8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平	10番 喜村喜代治
11番 平谷弘子	12番 山本優	

欠席議員(敬称略) 5番 坪川伸理

会議録署名議員 3番 高橋宏介 4番 山本徹郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉光弘		
副町長	北野徹		
総務課長	桶田隆治	観光まちづくり課長	中村勝典
町民税務課長	布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	初一剛	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教育長	上田康彦	事務局長	市村誠
-----	------	------	-----

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	清水幸	書記	奥谷恵美
--------	-----	----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第7号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第9号)

議案第8号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算  
(第5号)

議案第10号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第11号 令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第6号)

議案第14号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第5号)

議案第15号 令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第16号 令和5年度南越前町下水道特別会計補正予算(第4号)

議案第17号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第6号)

議案第18号 令和6年度南越前町一般会計予算

議案第19号 令和6年度南越前町国民健康保険特別会計予算

議案第20号 令和6年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算

議案第21号 令和6年度南越前町河野診療所特別会計予算

議案第22号 令和6年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算

議案第23号 令和6年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第24号 令和6年度南越前町老人保健施設特別会計予算
- 議案第25号 令和6年度南越前町介護保険特別会計予算
- 議案第26号 令和6年度南越前町水道事業会計予算
- 議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算
- 議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第29号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第31号 南越前町分担金徴収条例の一部改正について
- 議案第32号 南越前町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 南越前町介護保険条例の一部改正について
- 議案第34号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第35号 南越前町漁港管理条例の一部改正について
- 議案第36号 南越前町河野漁業会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第37号 南越前町小規模企業振興条例の制定について
- 議案第38号 南越前町北前船主の館右近家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第39号 南越前町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 南越前町水道事業給水条例及び南越前町水道法施行条例の一部改正

について

議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第42号 財産の無償譲渡について

報告第2号 専決処分事項の報告について

(南越前町職員住宅整備工事変更契約について)

---

## 開 会

〔開会 午前10時00分〕

○議長（喜村喜代治君） 3月議会定例会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年1月1日に発生しました能登半島地震におきまして、亡くなられた方々、被害に遭われた皆様方には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。当町でも、一昨年豪雨災害が発生をしました。災害は忘れるころにやってくると申します。住民が安心して生活できるよう、より一層の防災対策をお願いしたいと存じます。

さて、今季の冬は、暖冬で雪の少ない生活のしやすい冬であったかと思えます。また、その中、4年ぶりに再開した、今庄365スキー場は、12月25日から2月15日まで27日間営業し、約8千人のお客様を迎える事ができ、スキー場のにぎわいを久しぶりに見る事ができました。

また、新型コロナウイルスの感染者が継続して発生しており、引続き注意が必要ですが、インフルエンザの全国的な感染状況は増加傾向にあり、今後も拡大する可能性があることから手洗いや換気の徹底など、適切な予防対策をしていただきたいと思えます。

いよいよ、3月16日に北陸新幹線金沢―敦賀間が開業となります。先般、私も北陸新幹線の試乗をいたしました。車内は大変静かで快適であり、また越前たけふ駅から金沢駅まで約40分で移動する事ができました。この北陸新幹線の開業は、百年に一度の好機ということで、沢山の旅行者がこの南越前町を訪れることを期待しているところであります。

さて、3月議会は、新年度予算をはじめ、補正予算、条例の制定や改正など、重要な案件が多くあります。議員各位におかれましては、本定例会に提出されました各案件につきまして、慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまより、令和6年3月南越前町議会定例会を開会いたします。

本日、5番 坪川伸理議員から欠席届が提出されております。

本日の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〔午前10時04分〕

---

## 会議録署名議員の指名

○議長（喜村喜代治君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 高橋宏介君、4番 山本徹郎君を指名いたします。

---

## 会期の決定

○議長（喜村喜代治君）次に日程第2 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、去る2月1日と2月21日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）議会運営委員長 9番 加藤 伊平君。

○9番（加藤伊平君）議会運営委員会の報告をさせていただきます。今、令和6年3月定例会の運営につきましては、去る2月1日及び21日に正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしましたので、当委員会で協議し決定しました結果につきまして、ご報告いたします。

会期につきましては、本日より15日までの17日間といたします。議会開会中の日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりであります。

議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（喜村喜代治君）お諮りいたします。ただいまの加藤委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から3月15日までの17日間といたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から15日までの17日間とすることに決定しました。

## 諸 般 の 報 告

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。12月議会定例会以降に開催されました会議等につきましては、お手元に配付してあります諸報告のとおりです。次に、監査委員から送付されました例月出納検査の結果につきましては、お手元に写しを配付してありますので、ご覧願います。これで諸般の報告を終わります。

---

## 議 案 の 上 程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第4 議案第7号 令和5年度南越前町一般会計補正予算（第9号）から日程第39 議案第42号財産の無償譲渡についての、36議案を一括して議題といたします。

---

## 提 案 理 由 の 説 明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日ここに、令和6年3月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震の発生により、甚大な被害をもたらしております。亡くなられた多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。また、被災地の最前線においてご尽力されております皆様に対しまして改めて敬意を表するところであります。本町といたしましては、令和4年8月の大雨災害時に皆様から暖かいご支援をいただいたこと、思い起こし、最大限の応援に努めているところであります。また、今回の地震を踏まえ、本町における防災体制についても今一度点検・評価を行い、必要な対策を講じてまいりたいと思います。

さて、50年来の悲願である北陸新幹線福井・敦賀開業まで、いよいよ残り17日となりました。JR等が開催をいたしました一般向けの試乗会は応募倍率が75倍となったほか、「かがやき」の一番列車の指定券は、東京発・敦賀発いずれも

4分で完売するなど、開業への期待の高まりと機運の盛り上がりを日に日に感じているところであります。この歴史的な開業を皆様とともに祝い、深く胸に刻みながら、開業効果を最大化・持続化できるよう、関係者の皆様とともに、全力で取り組んでまいりたいと思います。

令和7年1月1日には、平成の大合併により南越前町が誕生してから20周年を迎えます。令和6年度中は、新町誕生からの歩みを振り返る記念事業を実施し、更なる町政発展に繋げていきたいと思っております。町民の皆様におかれましては、多数のご参加をいただくようお願い申し上げます。

それではここで、かねてより強力に進めています「6つのまちづくり事業」につきまして、令和6年度の主要施策、重点事項等の取り組みについて述べさせていただきます。

まず、一つ目の「町民に優しいまちづくり」であります。

一、こどもまんなか社会の実現に向け、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援を行う「こども家庭センター」を設置するとともに、子育て家庭の負担軽減策を拡充いたします。また、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行い、新たな課題解決に向けた検討を進めます。

一、障がい者福祉施策を一層充実し、障がいの有無に関わらず、誰もが身近な地域でいつまでも暮らし続けることができる、思いやりと支え合いのまちづくりを推進いたします。

一、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を目指し、「地域ふれあいサロン」などを活用した地域の見守り・支え合い体制づくりを推進いたします。また、外出時のタクシー利用の支援を充実いたします。

一、心の健康を維持できるよう、ストレスチェックや相談会を開催するとともに、地域の中での声かけや見守りを担う人材の育成など、支援体制を強化いたします。

二つ目の「安全安心して暮らせるまちづくり」であります。

一、令和6年能登半島地震を踏まえ、災害時の自助・共助の取り組みを高めるため、自主防災組織の設立を促すとともに、集落における防災活動の支援を強化いたします。また、木造住宅の耐震診断や補強プランの作成、耐震改修工事に対する補助を拡充いたします。

一、令和4年8月大雨により被災した農林・土木施設の早期復旧を図るとともに、県と連携して砂防・治山堰堤や輪中堤、河道拡幅など防災・減災機能の強化を図る事業を促進します。

一、国道365号栃ノ木峠道路の国の直轄権限代行による早期事業化、国道8号の大谷・敦賀市拳野間の早期事業化、県道中小屋武生線等の改良について、国・県・関係機関への要請を継続・強化をいたします。

一、安全で安定した水道水の供給を図るため、劣化が進行している水管橋の改築工事や、管路の更新工事を促進いたします。

一、子育て世帯や新婚世帯など若い世代を中心とした定住を促進するため、新たな分譲地の造成に着手するとともに、住宅取得等に対する支援の拡充など定住施策のさらなる強化を検討いたします。

三つ目の「生き活きと働けるまちづくり」であります。

一、日本遺産「北前船主集落」では中村家の一般公開を開始するほか、「旧北陸線鉄道遺産」、重要伝統的建造物群保存地区「今庄宿」、世界の花はすが楽しめる「花はす公園」、「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」など、豊かな自然や歴史、文化的景観をさらに磨き上げ、観光誘客の拡大を図ります。

一、山頂から日本海や白山連峰が一望でき、四季折々の大自然が楽しめる鉢伏山一帯の施設を最大限に活かすため、グリーンシーズンを加えた通年型のリゾート地として登山道やキャンプ場などを整備をいたします。

一、北陸新幹線金沢・敦賀間の開業を契機とした観光誘客の拡大を図るため、二次交通を充実するための町内定額タクシー運行や、賑わいを創出する観光イベント実施を支援いたします。

一、米価下落、燃料・肥料価格高騰などの影響を受ける農業について、米の直接支払交付金や水田利活用促進対策事業交付金等により、担い手農家や生産組織等を支援いたします。また、中山間地域の農地を保全するため、条件不利地の営農活動を支援いたします。

一、畜産クラスター協議会を設立し、新規参入する畜産農家の生産基盤強化を支

援いたします。また、飼料用米の利用拡大、鶏糞肥料の安定供給など耕畜連携による地域循環型農業に取り組みます。

一、糠集落の水仙畑を復活させるため、集落や生産組合と連携を図りながら、落石防護柵等の整備を進めるとともに、水仙の定植を支援いたします。

一、森林環境譲与税を活用し、森林境界の明確化、間伐材の搬出促進、自伐型林業の支援など、意欲と能力のある林業経営者等と連携をし、森林の環境向上を図ります。また、公共事業においては、町産材・県産材の積極的な活用に努めます。

一、波浪による船揚場、民家、道路などへの越波被害を防止するとともに、海岸部の住民の安全を確保するため、防波堤の嵩上、海岸突堤の修繕に着手いたします。

四つ目の「人と文化を育む まちづくり」であります、

一、社会の多様化や学校現場が抱える課題を解決するとともに、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育や相談体制の充実を図るため、非常勤講師、特別支援教育支援員、学校生活支援員、家庭教育相談員、スクールソーシャルワーカー等を町独自に配置いたします。

一、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちがいつでも安心して栄養のある給食が食べられるよう、小中学校等の給食費を無償化します。

一、学習活動時における熱中症対策に加え、災害時の避難場所としての機能を強化するため、南越前中学校の体育館に空調設備を導入します。

一、歴史の継承と文化遺産を活かしたまちづくりを推進するため、「国指定史跡の杣山城跡」や「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」、「重要文化財 中村家住宅」、「名勝 おくのほそ道の風景地 湯尾峠」、「今庄宿伝統的建造物群保存地区」などの保存・修理を計画的に進めます。

一、町民の運動への関心を高め、体力増進を図るため、町独自のウォーキング推進事業を実施いたします。また、花はす早朝マラソン大会や、体力テストの実施等を通して生涯スポーツの普及を推進いたします。

五つ目の「住民主体のまちづくり」であります、

一、自治活動の促進、災害時の一時集合場所として、老朽化している集会所を改築いたします。

一、集落の新たな担い手を確保するため、若者や女性などを対象とする新たなイベント開催を支援いたします。

一、地域活動や中学校の教育活動を充実するため、南条地区公民館の耐震大規模改修工事を進め、令和6年9月末の完成を目指します。

六つ目の「効率的な行財政運営によるまちづくり」であります、

一、厳しい財政状況の中において、多様化する住民ニーズに迅速に対応し良質な行政サービスを展開するため、財政規模に応じた適正な行財政運営を行います。

一、保育現場における料金徴収のキャッシュレス化や、勤務シフト計画作成のDX化など、事務負担の軽減を図ります。

以上、令和6年度に取り組みます「6つのまちづくり事業」の具体的な事業についてご説明を申し上げました。今後も、「これからも住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」を実現できるよう、常に町民の皆様へ寄り添い、国、県をはじめとする幅広い関係者との連携を深めながら、職員一丸となって鋭意取り組んでまいります。議員各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例議会に提案をいたしました各議案の概要をご説明申し上げます。提案いたしました議案は、補正予算に関するものが11件、当初予算に関するものが10件、条例の一部改正に関するものが11件、条例の廃止に関するものが1件、条例の制定に関するものが1件、計画の変更に関するものが1件、財産の無償譲渡に関するものが1件の合計36件であります。

最初に、議案第7号 令和5年度南越前町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

予算現額から3億6,702万3千円を減額し、予算の総額を101億5,193万9千円にいたそうとするものであります。

また、繰越明許費では、給付支援サービスシステム整備事業ほか20事業、合計9億5,277万9千円を追加いたそうとするものであります。

地方債補正では、集会施設整備事業ほか7事業の限度額を変更し、災害援護資金貸付事業を廃止いたそうとするものであります。

歳出の主なものは、

総務費では、給付支援サービスシステム整備事業に299万3千円、災害備蓄品整備事業に307万円の追加、

民生費では低所得者支援および定額減税補足給付金事業に1億181万5千円の追加、

農林水産業費では有害鳥獣駆除委託料に143万4千円の追加、

商工費では公共施設管理委託料に499万6千円の追加、

土木費では除雪業務委託料に1,803万6千円の追加、

教育費では公共施設管理委託料に387万6千円の追加、であります。

また、一般会計全体で一般職の時間外手当等の人件費に600万5千円の追加、会計年度任用職員の給与改定に伴う人件費に525万1千円の追加であります。

歳入の主なものは、

国庫支出金では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億480万8千円の追加、

県支出金では介護保険施設物価高騰対策事業補助金として499万円の追加、

繰入金では財政調整基金繰入金を2億円の減額、

減債基金繰入金を7,000万円の減額であります。

このほか、事業費の確定などにより、歳出、歳入の補正をするものであります。

次に、議案第8号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に2,111万6千円を追加し、予算の総額を11億3,601万4千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第9号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第5号）であります。予算現額から599万3千円を減額し、予算の総額を2億8,469万7千円にいたそうとするものであります。

また、繰越明許費では、スプリンクラー非常用発電設備修繕事業105万1千円を設定いたそうとするものであります。

次に、議案第10号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第3号）であります。予算現額から656万円を減額し、予算の総額を7,246万円にいたそうとするものであります。

次に、議案第11号 令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額から60万円を減額し、予算の総額を1,471万5千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第12号 令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に410万2千円を追加し、予算の総額を1億7,

750万9千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第13号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算（第6号）であります。予算現額から1,809万8千円を減額し、予算の総額を4億1,285万4千円にいたそうとするものであります。

また、繰越明許費では、鹿蒜地区輪中堤整備に伴う支障物件移設事業ほか1事業、合計1億1,828万3千円を設定いたそうとするものであります。

次に、議案第14号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算（第5号）であります。予算現額から60万5千円を減額し、予算の総額を1億9,584万9千円にいたそうとするものであります。

また、繰越明許費では、スプリンクラー非常用発電設備修繕事業157万6千円を設定いたそうとするものであります。

次に、議案第15号 令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。保険事業勘定の予算現額に1,060万8千円を追加し、予算の総額を14億1,398万7千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第16号 令和5年度南越前町下水道特別会計補正予算（第4号）であります。予算現額から2,142万3千円を減額し、予算の総額を2億8,894万4千円にいたそうとするものであります。

また、繰越明許費では、甲楽城勝蓮花線法面对策工事に伴う圧送管移設事業ほか1事業、合計7,755万円を設定いたそうとするものであります。

地方債補正では、下水道事業の限度額を変更いたそうとするものであります。

次に、議案第17号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算（第6号）であります。収益的収支については、予定額から2,283万1千円を減額し、3億9,755万6千円にいたそうとするものであります。

また、資本的収入および支出については、予定額から5,584万6千円を減額し、資本的収入を5億4,681万5千円、資本的支出を5億8,476万円にいたそうとするものであります。

また、企業債補正では、今泉配水区管路整備事業ほか3事業の限度額を変更いたそうとするものであります。

以上、補正予算に関する議案11件についてご説明を申し上げます。

続きまして、令和6年度の当初予算の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第18号 令和6年度 南越前町一般会計予算について、ご説明申し上げます。予算の総額は、117億2,714万4千円で、前年度の当初予算比27億4,874万7千円、30.6%の増となりました。

なお、今回の予算規模は、平成17年度以降において、最大となりました。増額

の主な要因として、歳出では、畜産農家が行う生産施設等整備への支援 1 億 8, 2 5 5 万 3 千円のほか、鉢伏山一帯の施設整備、分譲地の整備、南越前中学校体育館の空調設備導入、漁港施設の整備などの予算を計上したことによるものです。

歳入では、畜産農家が行う生産施設等整備への支援にかかる県補助金に、歳出と同額の 1 億 8, 2 5 5 万 3 千円を計上しました。

このほか、地方交付税については、地方財政計画を考慮し、前年度比 1 億 5 千万円の増額、繰入金については、財政調整基金などの基金繰入金の増により前年度比 3 億 7, 5 6 5 万円の増額としました。町債については、教育や観光、災害防止対策などのハード整備にかかる財源として、前年度比 3 億 8, 2 1 0 万円増の 1 0 億 2, 9 6 0 万円となっております。

令和 6 年度当初予算においては、子育てや教育などの人口減少対策、観光誘客促進、防災対策など、町政の重要課題に対応するための予算を積極的に計上する一方、既存事業の見直しや歳入確保に努めたところであります。

町債については、後年度の元利償還金に対する交付税措置率が高い地方債の活用を予定しております。

財政調整基金については、令和 6 年度末の残高を 約 1 億 7 千万円と見込んでおります。この基金残高は、本町の標準財政規模に対して約 3 6 パーセントとなり、全国の多くの市町村における 5 パーセントから 2 0 パーセントという水準を上回っております。今後も引き続き、災害など不測の事態や年度間の財源不足に備えるため、基金の機能を維持してまいります。

続きまして、継続費では、鉢伏山一帯施設活用事業の総額を 1 億 5, 1 9 6 万 2 千円、年割額を令和 6 年度 9, 1 3 5 万 6 千円、令和 7 年度 6, 0 6 0 万 6 千円に設定いたそうとするものであります。

また、地方債では、公園整備事業ほか 2 4 事業の限度額等を設定いたそうとするものであります。

続きまして、歳出および歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳出の主なものは、

総務費では、(仮称)ふれあい公園整備事業に 1 億 3, 0 8 8 万 1 千円、携帯電話電波不感地帯エリア解消事業に 4, 1 7 4 万 6 千円、集会所整備事業に 3, 6 5 5 万 7 千円、集落活性化支援事業補助金に 1 0 0 万円、高齢運転者免許自主返納支援事業に 3 1 3 万 7 千円、自主防災による安全安心な集落づくり補助金に 5 1 0 万 4 千円、住民利用バス運行事業に 4, 2 5 5 万 8 千円、重要文化財中村家住宅保存修理事業に 6 8 6 万 7 千円。

民生費では、結婚定住促進事業に 2 3 0 万円、福祉タクシー利用料金助成事業に 1 2 5 万円、長寿応援プレミアム付きタクシー券販売事業に 3 2 4 万 2 千円、

子育て支援金に 8 2 0 万円、子ども医療費助成事業に 4, 0 5 6 万円。

衛生費では、健康づくり推進事業に 2 2 9 万 4 千円、成人歯科健診事業に 8 3 万 8 千円、こども家庭センター事業に 1, 0 3 8 万 8 千円、出産・子育て応援給付金支給事業に 5 3 8 万円、新斎場整備事業負担金に 1 2 5 万 6 千円、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業に 3 0 2 万 5 千円。

農林水産業費では、活力ある高齢者による農作業等支援事業補助金に 2 4 3 万 4 千円、畜産クラスター支援事業補助金に 1 8 億 8, 2 5 5 万 3 千円、森林環境譲与税事業に 4, 0 5 0 万円、県単林道事業に 8, 7 2 0 万円、県単小規模荒廃地治山事業に 1 億 3, 8 5 6 万円、漁港施設機能強化事業に 1 億円、海岸メンテナンス事業に 1 億 1, 0 0 0 万円。

商工費では、町内定額タクシー事業に 2 9 4 万 8 千円、丹南地域定額タクシー事業に 2 7 5 万 3 千円、外国人観光客受入環境整備事業補助金に 5 0 万円、観光誘客による賑わい創出支援事業補助金に 3 0 0 万円、レインボーパーク南条ライトアップ事業に 3, 5 8 6 万 8 千円、鉢伏山一帯施設活用事業に 1 億 7, 3 9 7 万 6 千円、河野北前船主通り魅力向上事業に 7 2 4 万 1 千円。

土木費では、木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業に 7 8 9 万円、道路確認カメラ整備事業に 1, 1 0 0 万円、道路メンテナンス事業に 1 億 4, 3 0 0 万円、除排雪機械整備事業補助金に 1 6 1 万 3 千円、鯖波大橋整備事業に 7, 7 6 4 万 9 千円、町道消雪施設整備事業に 5, 4 6 0 万 4 千円、町分譲地整備事業に 1 億 8 0 2 万 4 千円、定住対策推進事業に 2, 0 7 1 万 9 千円。

教育費では、きめ細やかな教育推進事業に 1 億 4, 2 0 0 万円、学校給食無償化事業に 7 4 万 1 千円、小中学校体育館照明 L E D 化事業に 3, 9 0 5 万円 1 千円、南越前中学校体育館空調設備導入事業に 1 億 5, 2 6 4 万 3 千円、南条地区公民館耐震改修整備事業に 1 億 6, 0 9 5 万 7 千円、史跡柚山城跡整備事業に 1 億 2 2 3 万 8 千円、今庄宿伝統的建造物群保存地区保存活用事業に 4, 4 1 5 万 6 千円、湯尾峠保存活用事業に 1, 6 0 8 万 1 千円、中学校部活動地域移行推進事業に 3 6 4 万 9 千円、ウォーキング推進事業に 1 4 3 万 5 千円。

また、一般会計全体で南越前町合併 2 0 周年記念事業 1 2 の事業に 2, 5 7 9 万 9 千円。

予備費は、前年度と同額の 1, 0 0 0 万円であります。

歳入の主なものは、

町税では、個人住民税として 4 億 5, 3 7 3 万 7 千円、固定資産税として 5 億 1, 3 4 1 万 9 千円。

地方譲与税では、森林環境譲与税として 4, 3 0 0 万円。

地方交付税では、普通地方交付税として 3 4 億円。

国庫支出金では、情報処理事業補助金として1億784万4千円、道路メンテナンス事業補助金として8,808万6千円。

県支出金では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金として18億8,255万3千円。

繰入金では、基金繰入金として7億9,800万円。

繰越金では、純繰越金として7,400万円。

町債では、公園整備事業債として1億3,080万円、漁港離岸堤整備事業債として6,360万円、観光施設等整備事業債として1億570万円、学校教育施設等整備事業債として1億3,940万円、文化財保存整備事業債として6,380万円、公民館耐震改修事業債として1億2,470万円であります。

次に、議案第19号 令和6年度南越前町国民健康保険特別会計予算であります。予算の総額は、11億4,835万2千円で、前年度の当初予算比3,345万4千円、3.0%の増となりました。

歳出の主なものは、

保険給付費では、一般被保険者療養給付費に7億1,500万円、一般被保険者高額療養費に1億3,800万円。

国民健康保険事業費納付金では、一般被保険者医療給付費分納付金に1億7,053万3千円、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金に6,995万1千円。

保健事業費では、特定健康診査および同受診勧奨事業に1,088万4千円であります。

歳入の主なものは、

国民健康保険税では、一般被保険者国民健康保険税として1億8,760万円。

県支出金では、保険給付費等交付金として8億9,228万1千円。

繰入金では、一般会計繰入金として5,042万2千円であります。

次に、議案第20号 令和6年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算であります。予算の総額は、2億8,440万7千円で、前年度の当初予算比474万3千円、1.6%の減となりました。

歳出の主なものは、

総務費では、一般管理費に2億2,054万1千円であります。

歳入の主なものは、

診療収入では、入院収入として3,893万5千円、外来収入として1億117万3千円。

繰入金では、一般会計繰入金として1億2,199万1千円であります。

次に、議案第21号 令和6年度南越前町河野診療所特別会計予算であります

が、予算の総額は、1億133万円で、前年度の当初予算比2,417万7千円、31.3%の増となりました。また、地方債では、医療施設等整備事業の限度額を設定いたそうとするものであります。

歳出の主なものは、総務費では一般管理費に4,793万円、医業費では医療機器更新事業に1,881万円であります。

歳入の主なものは、診療収入では外来収入として3,858万円、繰入金では一般会計繰入金として4,042万8千円、町債では医療施設等整備事業債として1,050万円であります。

次に、議案第22号 令和6年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算であります。予算の総額は、136万3千円で、前年度の当初予算比4万4千円、3.1%の減となりました。

歳出の主なものは、共済金では災害共済金に100万円であります。

歳入の主なものは、繰入金では農業者労働災害共済基金繰入金として87万円あります。

次に、議案第23号 令和6年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算の総額は、1億8,469万7千円で、前年度の当初予算比1,129万円、6.5%の増となりました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療保険料等負担金に1億8,391万8千円あります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料では特別・普通徴収保険料として1億5,051万7千円。繰入金では一般会計繰入金として3,369万1千円あります。

次に、議案第24号 令和6年度南越前町老人保健施設特別会計予算であります。予算の総額は、2億16万円で、前年度の当初予算比1,143万1千円、6.1%の増となりました。

歳出の主なものは、総務費では一般管理費に1億6,773万7千円、サービス事業費では施設介護サービス事業費に3,156万6千円あります。

歳入の主なものは、サービス収入では介護給付費収入として9,387万円、自己負担金収入として3,153万7千円、繰入金では一般会計繰入金として7,378万1千円あります。

次に、議案第25号 令和6年度南越前町介護保険特別会計予算であります。保険事業勘定の予算の総額は、13億8,821万2千円で、前年度の当初予算比52万5千円、0.03%の減となりました。

歳出の主なものは、総務費では一般管理費に6,000万6千円、介護認定審査会費に1,334万5千円、保険給付費では介護サービス等諸費に11億7,24

0万円、介護予防サービス等諸費に3,120万円、地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業費に3,765万6千円であります。

歳入の主なものは、保険料では第1号被保険者保険料として2億9,834万1千円、国庫支出金では介護給付費負担金として2億2,072万7千円、調整交付金として6,226万8千円、支払基金交付金では介護給付費交付金として3億3,625万3千円、県支出金では介護給付費負担金として1億8,401万4千円、繰入金では一般会計繰入金として2億4,461万6千円であります。

介護サービス事業勘定の予算の総額は、620万2千円で、前年度の当初予算比361万円で、36.8%の減となりました。

歳出の主なものは、総務費では一般管理費に429万9千円、サービス事業費では居宅介護予防支援事業に180万3千円であります。

歳入の主なものは、サービス収入では居宅介護予防サービス計画費収入として234万8千円で、繰入金では一般会計繰入金として385万4千円であります。

次に、議案第26号 令和6年度南越前町水道事業会計予算であります。収益的収支の予定額は、4億5,939万3千円で、前年度の当初予算比8,561万8千円、22.9%の増となりました。

支出の主なものは、原水及び浄水費として1億8,124万9千円、配水及び給水費として1億771万8千円あります。

収入の主なものは、給水収益として2億370万7千円、一般会計補助金として1億4,408万5千円あります。

資本的収入および支出の予定額は、資本的収入が3億3,513万5千円で、前年度の当初予算比2億4,296万3千円、42.0%の減、資本的支出が3億7,042万2千円で、前年度の当初予算比2億4,562万1千円、39.9%の減となりました。また、企業債では、今泉配水区管路整備事業ほか1事業の限度額等を設定いたそうとするものであります。

支出の主なものは、水道管リフレッシュ事業に6,673万7千円、今泉配水区管路更新事業に1億9,900万6千円、浄水場機能補強事業に2,972万2千円。

収入は、国庫補助金として5,741万7千円、他会計繰入金として7,431万8千円、企業債として2億340万円あります。

次に、議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算であります。本事業会計は、令和5年度までの個別排水処理施設特別会計、農業集落排水特別会計、下水道特別会計を統合し、令和6年4月1日から公営企業会計に移行するものであります。収益的収支の予定額は、5億8,339万7千円あります。

支出の主なものは、処理場費として2億1,845万9千円あります。

収入の主なものは、下水道使用料として1億9,543万1千円、一般会計負担金として1億8,845万1千円であります。

資本的収支の予定額は、資本的収入が2億3,766万2千円、資本的支出が3億4,193万1千円であります。また、企業債では、浄化センター長寿命化事業の限度額等を設定いたそうとするものであります。

支出の主なものは、下水道ストックマネジメント事業に1億4,967万6千円。

収入の主なものは、企業債として5,920万円、他会計出資金として4,862万4千円、国庫補助金として8,143万7千円であります。

以上、令和6年度当初予算に関する10議案の概要についてご説明を申し上げました。

次に、議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、会計年度任用職員の処遇改善並びに勤勉手当を支給するため、所要の改正をいたすものであります。

次に、議案第29号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、上野区民センターの新築等に伴い、地区集会所の追加等をするため、所要の改正をいたすものであります。

次に、議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、当該税率等を改正いたすものであります。

次に、議案第31号 南越前町分担金徴収条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、農林水産業の基盤整備等にかかる分担金の徴収基準を改定いたすものであります。

次に、議案第32号 南越前町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。

次に、議案第33号 南越前町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、介護保険法第129条第3項の規定により、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を改正いたすものであります。

次に、議案第34号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部

を改正する省令の公布等に伴い、これに係る条例の一部を改正いたすものであります。

次に、議案第35号 南越前町漁港管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、これに係る条例の一部を改正いたすものであります。

次に、議案第36号 南越前町河野漁業会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、ご説明申し上げます。これは、河野漁業会館の用途を廃止するため、条例を廃止いたすものであります。

次に、議案第37号 南越前町小規模企業振興条例の制定について、ご説明申し上げます。これは、町内小規模企業の振興について、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、町の経済の健全な発展及び町民の生活向上を図るための条例を制定いたすものであります。

次に、議案第38号 南越前町北前船主の館右近家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、国の重要文化財中村家住宅の新たな設置に伴い、条例の一部を改正いたすものであります。

次に、議案第39号 南越前町水道事業の設置に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正いたすものであります。

次に、議案第40号 南越前町水道事業給水条例及び南越前町水道法施行条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、これに係る条例の一部を改正いたすものであります。

次に、議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、本町の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更いたすものであります。

次に、議案第42号財産の無償譲渡について、ご説明申し上げます。これは、河野漁業会館の用途を廃止し、これまで維持管理及び運営を行ってきた河野村漁業協同組合に建物を無償で譲渡いたすものであります。

以上、本定例議会に提案をいたしました36議案につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて提案理由の説明を終わります。

次に、日程第40 報告第2号の専決処分事項の報告については、お手許に配布してありますのでご覧願います。

---

閉 議

○議長（喜村喜代治君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午前10時55分〕

第 2 号 2月29日(木)

出席議員(敬称略) 11名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	6番 大浦和博	7番 城野庄一
8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平	10番 喜村喜代治
11番 平谷弘子	12番 山本優	

欠席議員(敬称略) 5番 坪川伸理

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長 岩倉光弘		
副町長 北野徹		
総務課長 桶田隆治	観光まちづくり課長	中村勝典
町民税務課長 布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長 初一剛	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教育長 上田康彦	事務局長 市村誠
----------	----------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 清水幸	書記 奥谷恵美
------------	---------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

- 議案第7号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第8号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第9号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第5号)
- 議案第10号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)
- 議案第11号 令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第12号 令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第13号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第6号)
- 議案第14号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第5号)
- 議案第15号 令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第16号 令和5年度南越前町下水道特別会計補正予算(第4号)
- 議案第17号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第6号)
- 議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第29号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第31号 南越前町分担金徴収条例の一部改正について
- 議案第32号 南越前町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 南越前町介護保険条例の一部改正について
- 議案第34号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

- 議案第35号 南越前町漁港管理条例の一部改正について
- 議案第36号 南越前町河野漁業会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第37号 南越前町小規模企業振興条例の制定について
- 議案第38号 南越前町北前船主の館右近家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第39号 南越前町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 南越前町水道事業給水条例及び南越前町水道法施行条例の一部改正について
- 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第42号 財産の無償譲渡について
- 議案の常任委員会付託
- 議案第18号 令和6年度南越前町一般会計予算
- 議案第19号 令和6年度南越前町国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 令和6年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
- 議案第21号 令和6年度南越前町河野診療所特別会計予算
- 議案第22号 令和6年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
- 議案第23号 令和6年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 令和6年度南越前町老人保健施設特別会計予算
- 議案第25号 令和6年度南越前町介護保険特別会計予算
- 議案第26号 令和6年度南越前町水道事業会計予算
- 議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算
- 令和6年度当初予算特別委員会の設置
- 議案の令和6年度当初予算特別委員会付託

---

開 議  
〔開議 午後 2時00分〕

○議長（喜村喜代治君）本日、5番 坪川伸理議員から欠席届が提出されております。本日の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第1 議案第7号 令和5年度南越前町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより議案第7号に対する質疑をおこないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第7号 令和5年度南越前町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第2 議案第8号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第11 議案第17号 令和5年

度南越前町水道事業会計補正予算（第6号）までの10議案を一括して議題といたします。

これより、議案第8号から議案第17号までの10議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

### 討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君） これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第8号から議案第17号までの10議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君） 起立全員です。よって、議案第8号から議案第17号までの10議案は、原案のとおり可決されました。

---

### 質 疑

○議長（喜村喜代治君） 次に、日程第12 議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についてから日程第26 議案第42号 財産の無償譲渡についてまでの15議案を一括して議題といたします。

これより、議案第28号から議案第42号までの15議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

### 議案の常任委員会付託

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第27 議案の常任委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についてから日程第26 議案第42号 財産の無償譲渡についてまでの15議案につきましては、配付の付託表のとおり各常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第42号までの15議案につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決定しました。

---

#### 質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第28 議案第18号 令和6年度南越前町一般会計予算から日程第37 議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算までの10議案を一括して議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

#### 令和6年度当初予算特別委員会の設置

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第38 令和6年度当初予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。当初予算審査のため、南越前町議会委員会条例第5条第1項の規定により、令和6年度当初予算特別委員会を設置することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、令和6年度当初予算特別委員会を設置することに決定いたしました。ただいま設置されました令和6年度当初予算特別委員会の委員の選任については、南越前町議会委員会条例第7条第

2項の規定により、議長において、議員全員を指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。よって、令和6年度当初予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり、議員全員を選任することに決定いたしました。

---

議案の令和6年度当初予算特別委員会付託

○議長(喜村喜代治君) 次に、日程第39 議案の令和6年度当初予算特別委員会付託を議題といたします。議案第18号 令和6年度南越前町一般会計予算から議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算までの10議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり令和6年度当初予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第27号までの10議案につきましては、令和6年度当初予算特別委員会に付託して、審査を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

---

休 憩

[休憩 午後 2時07分]

[再開 午後 2時08分]

---

再 開

○議長(喜村喜代治君) 会議を再開します。先ほど設置されました令和6年度当初予算特別委員会の委員長及び副委員長は、南越前町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選されましたので報告いたします。

委員長に6番 大浦 和博君、副委員長に2番 谷口 善治君であります。

以上のとおり報告します。

---

閉 議

○議長（喜村喜代治君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午後 2時08分〕

第 3 号 3月5日(火)

出席議員(敬称略) 11名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	6番 大浦和博	7番 城野庄一
8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平	10番 喜村喜代治
11番 平谷弘子	12番 山本優	

欠席議員(敬称略) 5番 坪川伸理

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長 岩倉光弘		
副町長 北野徹		
総務課長 桶田隆治	観光まちづくり課長	中村勝典
町民税務課長 布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長 初一剛	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教育長 上田康彦	事務局長 市村誠
----------	----------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 清水幸	書記 奥谷恵美
------------	---------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問

---

開 議

〔開議 午前10時00分〕

○議長（喜村喜代治君）皆さんおはようございます。本日、5番 坪川伸理議員から欠席届が提出されております。本日の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

---

一 般 質 問

○議長（喜村喜代治君）日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

一般質問は、谷口善治君、高橋宏介君、山本徹郎君、城野庄一君、熊谷良彦君、大浦和博君、平谷弘子君、山本 優君の8名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 小学校の統合問題について
1. 安定ヨウ素剤事前配布について

11番 平谷弘子君。

〔11番（平谷弘子君）登壇〕

○11番（平谷弘子君）皆さん、おはようございます。

たまたまトップバッターということで、早速ですが、今回2問用意しておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

まず一般質問に入る前に、議員を代表いたしまして、今年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震によりまして犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地においてご尽力されていらっしゃる方々に敬意を表するとともに、被災地域の皆様の安全と、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

では、早速ですが、今回、小学校の統合問題について、ちょっと1年ぐらい早かったかなと思うような気もいたしますが、こういうことは早くしておかないとという意味もおきまして。

まず初めに、2町1村合併以来20年を経過し、本町も今年度中に記念行事も

予定されているとのことでもあります。

また、岩倉町政には、子育てから福祉施設まで全てにおいて県下1位はもちろんのこと、言うに及ばず、岩倉町政は各町民個人の負担軽減に図ってこられ、町民の皆さんは言うに及ばず、そのあかしとして、街の幸福度ランキングにおいても2023年、北陸地方を含めまして1位となったことは、私たち議会をはじめ町民の多くの方々も素直に大変喜んでいる次第でございます。私たちたちはじめ、町の財政についても大変健全に推移していますことに率直に喜んで、南越前町に住んでよかったと、老若男女の多くの方は岩倉町政に敬意を表する次第でございます。

また、少子・高齢化についても心配され、中学校の統合についても今日明日のことではなく、南越前中学校を統合され、大英断をそのとき下されました。また、各お父さん、お母さんの話を聞くたびに、子どもたちも明るくなり、友達も増え、クラブ活動等にも楽しく過ごしておられるということでございます。私たちもその話を聞くたびに大変素直に喜んでいる次第でございます。

そこで、今般、私は小学校について考えてみると、近年の町内での出生数が年間30人ぐらいという、過去になく少なくなっております。このままでいくと、南条小学校を除く他の小学校の全てが複式学級になってしまうと危惧されているところでございます。そうすると、小学校の大切な時期に適正な教育環境が損なわれ、将来を担う子どもたちの成長に悪影響を及ぼすのではないかと私は心配しております。学校が今の状態で存続できるのか、大変心配もしております。

そこで、ぜひ小学校の統合にも大英断を期待をいたしまして、町長の簡潔で明快なる答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君） 登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの平谷議員の小学校の統合問題について、お答えをいたします。

現在、町内には4つの小学校と1つの中学校があります。そのうち南越前中学校につきましては、令和4年4月に3つの中学校が統合して、現在、2年を経過しようとしております。

中学校を統合したことによりまして、それぞれの地区の生徒が学校を盛り上げようとする機運が高まりまして、学力の面では、昨年度の3年生全員が志望校に合格をすることができておりますし、また一方、部活動につきましても、ほとんどの競技で地区の中体連の競技大会の上位に入ることができまして、統合によるプ

ラスの効果というのが随所に出ているとっております。

一方で小学校は、既に1校が複式学級による学校活動を行っておりますし、また、2校は近い将来、複式学級となることが予想されております。しかしながら、この学校というのは地域コミュニティの核でありまして、学校、家庭、そしてまた地域が一体となって子どもを育成するという観点から、現時点におきましては統合については時期尚早と考えております。

しかしながら、今後とも、出生数の現状を的確に捉えまして、教育委員会をはじめ、そしてまた保護者や地域住民の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、この統合問題については議論をし、慎重に検討をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 平谷弘子君。

○11番（平谷弘子君） 確かに地域性もございますので、小学校の統合というのも私はなかなか大変なことであろうとは思っておりました。

中学校の統合は、本当に皆さん今喜んでおられます。それが合併する前、河野地区で、今統合してくれると他所へ行かなくて済むんだと言う河野のお母さん達3人ほどからお聞きをいたしました。もう1年早かったら私たちは何も武生へ家を建てる必要はなかったんだと、そういう声も聞いておりますので、これもあると思うんです。そういうことからしてそういう宿命であろうと私は思っているんです。子どもにおいても。やはり少しでも、もう5、6年したら複式どころか複複式になってしまうのではないかなと。それこそ、この間町長もお話しされましたように、去年生まれた子どもが、南越前町で、全部そろえてもたった30人しか生まれてないという、こういう現実もあります。

今、今庄にしても河野にしても、複式は当たり前のような時代になってまいりました。そういう意味で、少し早いかなと思ったんですけども、町民の皆さんも一緒にこの問題を、みんなで、その場でやったらすぐできるのかも分かりませんが、大変難しい問題もあると思いますが、やはりぼちぼちそういうことも考えといたほうがいいんじゃないかなと思ってこの質問をさせていただきました。

それはそういうことでまた要望しておきますが、また2つ目させていただきます。

2問目、安定ヨウ素剤事前配布について。

本町については、皆様既にご承知のこととは思いますが、南越前町地域防災計

画では、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備がなされ、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備すると示されておりますので、私たちはあまり危機意識を持ち合わせておりませんでした。正直申しまして。

しかし、2011年、福島第一原子力発電所事故や、今年1月1日の能登の地震災害などを思いますと、私は、人ごとではなく、自然災害はいつどこで何が起こってもおかしくないとの考えに至りました。

今回、原子力規制委員会も、原子力発電所は多重防護の安全システムにもかかわらず、重大事故が起こる可能性が残ることを認めるに至っております。

防災上、最悪の事態に備えることは、特に本町は原子力事業所から30キロの範囲の緊急時防護措置を準備する区域でありますので、南越前町地域防災計画は「緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができる」とされております。

そこで、今回、私は、障害者施設や乳幼児施設、また妊婦の方、未成年者、希望されている人だけで結構でございます。事前に配布していただけないかと町長の英断に期待し、安定ヨウ素剤事前配布について簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ありがとうございます。

今の安定ヨウ素剤の配布方法につきましては、国の原子力規制委員会のほうで原子力災害対策指針が定められております。

原子力発電所からおおむね半径5キロメートル圏内のPAZにおいては、避難を即時に実施するという観点から、事前に配布することになっております。

また、本町のように半径5キロメートルから30キロ圏内のUPZにおきましては、プラント状況や空間放射線量率等に応じて避難等の防護措置を講ずると、こういう観点から、避難の際の集合場所で配布することになっております。

しかしながら、配布場所での迅速な受け取りが困難であるという判断をする場合においては事前配布が可能とされております。

本町としましては、この配布対象者の範囲、そしてまた使用期限の管理、また転入・転出者の対応、また服用指示の伝達方法など、事前配布に課題があることも踏まえまして、避難時の集合場所において配布することとしております。

現時点においては、嶺北のほかの市町についても同様の対応となっておりますが、今回の能登半島地震を受けた国、県の動向を注視しながら、今後対応を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）平谷弘子君。

○11番（平谷弘子君）それは理解できるんです、町長のおっしゃったことも。

ただ、総務課長で結構なんです、今ほど町長の答弁で、嶺北の他の市町についても同様に安定ヨウ素剤の事前配布は行っていないとのことではありますが、嶺南市町のUPZにお住まいの方に対する事前配布の状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。総務課長、よろしくをお願いします。

○議長（喜村喜代治君）桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君）お答え申し上げます。

嶺南市町のUPZにお住まいの方に対する安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、12歳以上の方、それから妊婦の方、授乳婦の方、さらに障害や病気により速やかに避難することが困難な方、さらにこれらの方と同居している家族の方を対象に市町が申請を受け付けております。

県によりますと、令和6年2月1日現在、嶺南市町における対象者として県が推計する約4万人に対しまして、約3%の1,252人が事前配布を受けているとのことであります。

○議長（喜村喜代治君）平谷弘子君。

○11番（平谷弘子君）今の説明で皆、傍聴に来られた方もお分かりになったかと存じますが。

ただ安定ヨウ素剤も本当に16時間以内に飲まないという意味がないというんです。だから16時間以内に私たちのところで、皆、お年寄り、動かせない人も沢山おられるだろうし、その辺のところはどうかなという、そういう心配もありますので、できればまた、町長は特に、知事ともお会いする機会が私たちよりも多いでございますので、またお会いになった時にはそういう話もちよっとお話をさせていただければと思ひまして。今般、私の質問、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて平谷弘子君の質問を終わります。

次に

1. 津波について

6番 大浦和博君。

〔6番（大浦和博君）登壇〕

○6番（大浦和博君）大浦でございます。

ただいま平谷議員から、議員を代表いたしまして、能登半島地震で被災された方々のご冥福とお見舞いを申し上げていただきました。私は、それに関連した津波について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

1月1日に発生しました能登半島地震に伴い、石川県に大津波警報が発令されるとともに、福井県にも津波警報が発令されました。県への発令時は16時22分で、まだ日没前であり明るく、到達予定時刻も17時と時間的余裕があったので、自主避難する方々は慌てずに対応できたのではないかと思います。自主避難された方々の勇気と判断力に敬意を表しますし、自分の命は自分で守るためには正しい判断だと思えます。

また、役場職員の皆様には、正月休みにもかかわらず、避難所を開設していただいたことや、有事に備えて消防車での見回りなど感謝いたしますが、地区によっては、どこに避難すればいいのかよく分からない方も大勢いたとのことでありました。

ただ、1月30日に河野地区の区長会を開催されたときに、地震、津波への対策説明を、各区長と再度協議し周知したと聞いておりますが、各地区の避難場所は異なりますので、場所の周知もよろしく願いいたします。

災害時は、自助、共助、公助での対応は言うまでもありません。一昨年前の本町での被災時においても、一部の地域では公助の遅れはあったものの、これらの自助、共助、特に多くのボランティアの皆様のおかげで泥出しや後片づけなど、早い復旧につながったと思えます。ありがとうございました。

さて、今回の津波避難関連について、幾つかお聞きいたします。

まず、町の津波対応についてです。

一つ、今回の本町への津波は最大波3メートルとの発令でした。津波での避難の基準、避難所開設の基準はあるのか、あくまで自主避難なのか。

一つ、避難対象地区へは、防災無線、屋内告知機、防災アプリで避難指示を発令したとのことです。津波の避難場所は各地区で異なり、公共施設内や、高台にある神社仏閣の境内と認識しておりますが、これら全ての避難場所に職員は対応するのか。また、避難所での避難者の氏名確認はするのか。

一つ、今回、警報の解除に長時間かかりました。あまりにも長かったので、多くの避難者は警報解除前に自宅に戻られたとのことです。その要因の一つとして、

屋内告知機情報が繰り返すだけで、テレビ、ラジオ等での最新情報が得られないためではないかと思われませんが、町はどのように考えているのか。

一つ、高齢者など、自家用車等がなく自力で避難できない方々の避難について、訓練では、安否担当の民生委員さんや区が人員を決めて行っていると思いますが、実際はどのように行えばよいのか。

以上4点、今後の対応策を含め伺います。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの大浦議員の津波について、お答えをいたします。

津波の災害時は、どのような津波であれ一刻も早い避難が必要であります。そのため、本町の地域防災計画においては、津波注意報が発令された場合には、河野地区の沿岸部へは避難指示を発令することとなっております。

津波災害はほかの災害と違い、高齢者等の避難、そしてまた避難勧告といった段階的な発令というものはありません。また、迅速な避難が困難な高齢の方々などに対しては近隣住民による支援が必要でありますし、日頃から防災意識を高めていただき、避難方法を確認する訓練というものが必要であります。

津波から身を守るためには、高い場所に素早く避難することが何よりも重要であります。車での避難というのは、渋滞発生によりまして逃げ遅れることもありますので、徒歩での避難というものを原則といたしております。

町としましては、改めて自主防災組織の結成による自助、共助の強化を促しております。本議会にも今回提案をしております予算案においても、研修とか訓練など、自主防災活動の経費に対する補助を拡充しているところであります。

今後とも、災害に対する万全の体制づくりに努めていきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をいたします。

○議長（喜村喜代治君）桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君）私からは、津波災害時における避難所の開設基準及び体制と、地震、津波に対する危機意識について、お答え申し上げます。

津波災害時に避難指示を発令した場合は、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在するための指定避難所、これに加えまして、災害から命を守ることを第一に高い場所へ素早く避難するための指定緊急避難場所を開設いたします。住民の皆様には自主的に避難していただくことになっております。

指定避難所及び指定緊急避難場所には町の職員を配置することとなっておりますが、今回の開設時、体制や氏名確認作業、それから避難された方への情報伝達手段など、幾つかの課題もあったため、今後の改善に向けまして、業務のマニュアル化ですとか定期的な訓練の実施などを進めてまいります。

また、議員ご指摘のとおり、避難指示が解除される前に避難所等から帰宅する方も見受けられたため、地震、津波の正しい知識を身につけていただくよう、あらゆる機会を通じまして情報発信を継続してまいりたいと考えております。

○議長（喜村喜代治君）大浦和博君。

○6番（大浦和博君）町長、総務課長の答弁のとおり、津波の避難は迅速にすべきであるのは重々分かっているのですが、訓練不足等もあってなかなか難しいと思っております。

いろいろとまだ述べたいんですけども、次の質問とも関連しますので、後ほどまとめて述べたいと思います。

次の質問です。当町の津波ハザードマップについて伺います。

当町の津波ハザードマップでは、どの地区も最大3メートル以内となっております。

私は、海沿いの地区住民がこのような津波対応をどのようにすればとの思いで、令和2年12月定例会におきまして津波被害等について質問した際、河野地区は一部越波する場所が想定されるが、家屋への被災や河川への逆流もなく被害はないとの答弁でした。

今回の大津波警報発令後のNHKラジオでの避難呼びかけ放送を聞いた方々は、ここは大丈夫と思っけていても避難しなければならないくらい激しい口調での呼びかけであったと思います。個人的には、命を守ってもらうためにはよい呼びかけだったと思いますが、私は、河野地区は3メートルの津波では被害はないとの思い込みもあり、漠然とした気持ちでございました。

何度も言いますが、今回の津波発令は最大波3メートルでした。町が避難指示を出して避難する必要があったのか。逆に、3メートルでは被害はないので避難は必要ないと放送すべきではなかったのか。町の考えを伺います。

○議長（喜村喜代治君）桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君）本町の津波ハザードマップにおきましては、最大津波高が最も高い地区で最大2.7メートル、最大津波の到達時間が最も短い地区で18分と

なっております。この想定は、国が示しました日本海側統一の津波断層モデル及び計算方法によるものでありまして、河川への逆流による被害についてはないものとなっております。

しかしながら、今回の能登半島地震の例を捉えましても、今後この想定を上回る規模の地震が発生しまして、地形変動などの影響により最大津波高がさらに大きくなるですとか、最大津波の到達時間がさらに短くなるという可能性がございます。

地震、津波の特性を踏まえますと、今後も速やかな避難指示の発令は必要と考えております。町民の皆様に対しましても、避難場所の再周知を含めた情報発信はもとより、訓練を通じまして理解をさらに深めていただくなど、意識の向上に努めてまいります。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） 被災を経験した方は避難の大切さを実感していますが、被災を体験していない方はここは大丈夫との甘い思いがありますので、今後とも、地域住民に寄り添った意識向上対応をお願いしたいと思います。

次の質問です。河野事務所の在り方について伺います。

河野事務所兼公民館は海沿いにあるため、津波での避難所には指定されていません。あわせて、甲楽城公民館及び今泉集会所も海沿いにあるためと、糠公民館は土砂崩れ発生に備え、地震・津波避難所には指定されていません。

河野事務所は、災害時においても地区の中心的役割があると思われれます。津波で被災すると見込んでいるのであるならば、別の場所に移転させることは考えないのか。

地域住民にとっては、長年にわたり利活用してきた場所が変わることは、利便性に不満もあるかもしれませんが、役場としての機能を停止、破損させ中心的機能を果たせなくなる前に、例えば元河野中学校の利活用計画が決まってない今、役場機能を1階に移転するとともに、2階と体育館を甲楽城公民館、併せて河野地区公民館に、また、3階は多段ベッド化にして、体育館やプールを利用した合宿施設として活用する。ベッド室があれば、有事の際には避難所の寝室としても活用できると思いますし、甲楽城区民も日頃から元中学校を公民館として常時活用することにより、避難時もスムーズに対応できると思われれます。

また、今の河野事務所の建物は、立地場所はよく眺望景観もすばらしいので、施設の利活用を募集すれば多くの民間企業が現れると思われれますが、いかがか。町の考えを伺います。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ありがとうございます。

ただいまの大浦議員の河野事務所の在り方についてお答えをいたします。

まず、河野事務所につきましては、ハザードマップ上の最大の津波高というのは2.7メートルと、それに対して海拔6.1メートルの地点であることから、浸水の想定区域外となっております。

万が一を想定した場合に、津波の影響が受けにくい高台の施設に事務所機能を移転させるということも考えられますけれども、平常時に多くの住民の皆様が利用されていることを考慮しますと、事務所の場所については慎重に検討していかなければならないと、そういうふうに思います。

なお、旧河野中学校の利活用については、今年度の9月定例議会における議員からの一般質問をはじめ、これまでの町議会においても様々なご意見をいただいているところであります。

本町としては、1月から文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトを通じまして、この活用方法とか利用者の募集を開始をいたしております。

今後も、関係各位の提案、ご意見をお聞きしながら、地区全体の施設の利活用の活用方策というものを検討していきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）大浦和博君。

○6番（大浦和博君）能登半島地震は、想定以上のマグニチュードだったとのことです。今後も同地区で地震が予想されております。それは同程度かそれ以上かは分かりませんが、津波警報発令後は数人の役場職員が事務所に残って中心的役割をしますので、当然万が一を想定し、職員の命を守ってもらわなくてはならないと思います。

また、今回の津波避難は、速やかに海岸線から離れようと多くの方が車で避難しました。河野地区は桜橋や河野天文学習館に、甲楽城地区は河野小学校に、これらの避難場所は駐車スペースもありますが、糠区は冬であり、その寒さをしのぐために車中での待機を考え、県道福井大森河野線で駐車しての避難としました。すごい車の列ができたとのことでございます。やはり近くの公民館が避難場所でないために、徒歩ではなく車での避難を余儀なくされております。

今後、地区外を含めて、駐車場を備えた施設の設定、区域外でも結構です。そう

いった、この施設に避難場所を選定してくれれば安心してそこへ向かうのではないかなと思いますので、そういった場所を設定してくれるよう要望いたします。

また、先日、デジタルツインという技術を活用して、地震発生から5分以内に津波被害を住民避難に役立てることに取り組んでいるとの記事を目にしました。能登半島地震では、発生後約18分後に伝達されたようです。2028年3月までには5分以内にと書いてありましたが、少しでも早く全ての都道府県で対応できることを願っております。

また、今、町長からの答弁にありました学校の利活用につきましては、文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトを通じて模索するとのことですが、一日も早い活用案が出てくるのを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて大浦和博君の質問を終わります。

次に、

1. 頻発する災害に対する備えについて

7番 城野庄一君。

〔7番（城野庄一君）登壇〕

○7番（城野庄一君）議長のお許しをいただきましたので、頻発する災害に対する備えについて、一問一答方式で私の一般質問をさせていただきます。

まず、今年1月1日に、私たちが生活をするすぐ隣の県における大地震の発生に対し、驚きと戸惑いを感じております。今なお1万人以上の方が避難生活を余儀なくされているという報に接したときに、自分たちの日常生活は災害に対する備えができているのだろうかとお問自答したところです。

「備えよ常に」という言葉がありますけれども、この言葉を実行するために、災害対応のプロのご意見として、災害発生時に、避難所ではなく自宅で1週間生き延びるためには水、食料、トイレが大切と言われております。忘れずに備えておきたいのは卓上のガスカセットコンロ、密閉袋、お風呂の水の3点だと言われておりますが、お風呂の水は最近ではなかなか難しいと思いますが、現在ではエコキュートのタンクの水、これ大体、今の南越前町であれば430リッターぐらいあると思いますので、相当数のきれいな水が確保できると思います。

南越前町における令和4年の豪雨災害や今年の能登半島地震における災害の分析結果が徐々に発表されてきておりますが、今回特に課題として報告されている内容を確認いたしますと、災害後の携帯が通じない状況下での情報の取得と発信、避難所、自宅周辺における盗難や、子ども、女性の方の安全の確保、上水道、下水道が使えないことによる男女別の必要なトイレの数の確保ができないなどが直近

の最重要課題と考えておりますが、町として早急に備えなければならないのはどのような内容で、また、個人として備えをお願いしていかなければならないことは何だと考えていらっしゃるのか、また、水道管の耐震管率と併せてお伺いをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君） 登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの城野議員のご質問にお答えをいたします。

災害による被害を少なくするためには、自らの命を守るための自助、そして地域の人同士が助け合う共助、行政による公助のそれぞれにおいて、日頃からの備えが重要であります。

自助の備えとしては、まず家の安全対策や、ハザードマップによる自宅の災害リスクと避難方法の確認、また非常用の持ち出し品の準備などが挙げられます。

また、共助の備えとしては、自主防災組織の結成を通じて、資機材の準備や、高齢者、障害者の支援を含めた防災訓練など、自主防災活動を定着させることが重要であります。

公助の備えとしては、情報伝達、避難所の機能の充実、また備蓄品の整備、関係機関との連携による防災訓練、また自助、共助への支援が必要となります。

町としましては、今回の能登半島地震を受けまして、まずは防災意識の向上という原点に立ち返りまして、あらゆる機会を通じて情報発信をしまいたいと考えております。

具体的には、広報紙、そしてまたSNSの活用、また、ふれあいサロン等による防災講座など、災害に対する正しい知識や役に立つ情報を周知して、町民自らの備えを支援してまいりたいと思います。

さらに、離乳食を含む食料品や、子ども用、女性用の消耗品の備蓄量の追加、そしてまた自主防災活動経費に対する補助の拡充、木造住宅の耐震化経費に対する補助の拡充、そしてまた水道管の更新などの予算案を本議会に提案をしているところであります。

今後とも、自助、共助、公助の連携による災害に対する備えを充実してまいりたいと思います。

その他の詳細につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（喜村喜代治君） 桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君） 私からは、災害時における、携帯電話が通じない場合の情報取得と発信、避難所等における盗難や安全確保、上下水道が使用できない場合のトイレの確保について、お答え申し上げます。

携帯電話が通じない場合の通信手段としましては、衛星携帯電話や無線機の活用を考えております。本町におきましては、県からの貸与により衛星携帯電話を3台、無線機を15台保有しております。災害時には、必要に応じて県に追加配備の要請を行うことを考えております。また、集落において保有を希望される場合は、自主防災による安全安心な集落づくり補助金によりまして購入費の補助を行っております。

次に、避難所等における盗難や安全確保につきましては、警察署が避難所や地域をパトロールすることとなっております。災害時には、必要に応じてパトロールを強化するよう、町から要請を行うことを考えております。

次に、上下水道が使用できない場合のトイレの確保につきましては、非常用簡易トイレの備蓄量を増やすとともに、仮設トイレと軽トラックを一体化したトイレカーの借り上げなど、男女別に利用できることに配慮しました対応に努めてまいります。

○議長（喜村喜代治君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村公一君） 水道管の耐震管率について、お答え申し上げます。

耐震管とは、管と管の接合部が、地震による地盤の動きに対して柔軟に対応できるような伸縮性と、離脱防止機能を備えた継ぎ手構造の管のことをいいます。材質については鋳鉄製のものがほとんどで、塩化ビニール製のものはございません。

送配水量が多い都市部では、大口径の鋳鉄管の使用率が高く、それに伴って耐震管率も高くなります。それに対し、給水人口が少なく、小さい口径の管で送配水が可能なところでは全国的に塩化ビニール管の使用率が高く、おのずと耐震管率も低くなります。

本町の耐震管率は県平均を下回っておりますが、町の水道ビジョンに基づき、耐用年数を超えた管路から順次、耐震管への更新を進めております。

現在、水道施設の更新については、国の補助が3分の1となっており、自治体の負担が大きいことが課題であると考えています。防災、減災のさらなる強化を図るためにも、国に対し、県と一丸となって、補助率のかさ上げや採択要件の緩和などを強く要望していきたいと考えております。

○議長（喜村喜代治君） 城野庄一君。

○7番（城野庄一君） 次の質問ですけれども、プライバシーの確保やペットとの共同生活を維持するためには、自宅での避難を可能にする必要があります。家屋の倒壊を防ぐためには、耐震診断を行い、どのような改修が必要であるかを各個人で把握をすることが最も大切です。

1981年（昭和56年）に新耐震基準が示された後、2000年には阪神・淡路大震災の教訓を受け、建築基準法の大幅な改定が行われましたが、今回の地震では、2000年以前の耐震基準で建てられた家屋の倒壊が目立ったとお聞きをしております。今回のように、繰り返し地震に遭っている場合の家屋の耐震強度の低下にも配慮が必要です。また、亡くなられた方の4割以上が圧死との分析も出ております。

また、倒壊により今回は火災も発生をしており、その原因は漏電による火災であるとの分析も発表されております。

いま一度、住まいの家屋の耐震化や、電気火災に対する安全対策の感震ブレーカー等の設置についても考慮をしていく必要があります。この2点についても町のお考えをお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの城野議員の住宅の耐震化について、お答えをいたします。

住宅の耐震化でありますけれども、現在、国のほうでは、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を最優先に進めていく必要があるという考え方を持っております。それに基づいて耐震診断、耐震改修の補助事業を進めているところであります。

一方で、城野議員ご指摘があります、昭和56年から平成12年以前に建築された住宅の耐震性につきましては、現在、国交省において、能登半島地震における建築物の構造被害の調査、分析を行っているところであります。

町としましては、住宅の耐震化を促進することは、いつ起こるか分からない大規模地震に備える上で大変重要なことと考えております。今回の能登半島地震を踏まえまして、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事に係る費用に対して補助制度の大幅な拡充を行うため、今定例会に新年度予算案として提案をさせていただいております。

なお、耐震化の補助についてと感震ブレーカーについては、それぞれの担当課

長のほうからご説明を申し上げます。

○議長（喜村喜代治君）中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村公一君）耐震診断及び耐震改修工事に関する補助制度の拡充について、ご説明申し上げます。

補助の対象となるのは、昭和56年の5月以前に着工された木造の戸建て住宅でございます。

まず、一般木造住宅の耐震診断についてですが、1万円の個人負担で実施いただくことができます。こちらにつきましては、以前から変わりございません。また、一般木造住宅の耐震改修工事については、補助の上限額を120万円から150万円に拡充いたします。

次に、新規の制度になりますが、伝統的な古民家の耐震診断及び耐震改修工事に係る費用についても補助の対象といたします。ここでいいます伝統的な古民家とは、基礎と梁、柱などが金物で固定されていない、また、柱が束石の上に載っているなどの昔ながらの構法で建てられた木造住宅のことをいいます。昭和25年以前に建てられたものは、ほぼこれに当たると考えてよろしいかと思えます。

まず、伝統的な古民家の耐震診断については、6万1,600円の個人負担で実施いただくことができるようになります。また、耐震改修工事につきましては、237万5,000円を補助の上限額といたします。

木造住宅の耐震化促進のため、これらの補助制度を積極的に活用いただけるよう、広報等で周知を図っていきたいと考えております。

○議長（喜村喜代治君）桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君）私からは、感震ブレーカーについて、お答え申し上げます。

地震による火災の過半数は電気が原因であることから、電気火災対策として、地震の揺れを感知した際にブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に停止する感震ブレーカーが効果的とされております。

感震ブレーカーを設置する目的としましては、自らの生命や財産を失わないようにすることや、出火が延焼し地域の人々の生命や財産を脅かすことのないようにすることが挙げられます。さらに、地震災害時の消防活動を円滑にするという効果も期待されます。

一方、内閣府の検討会におきましては、感震ブレーカーの普及が進んでいない

要因としまして、出火原因の半数以上が電気に起因していることや、感震ブレーカーの存在が知られていない、またはその必要性が理解されていないなどとされております。

町としましては、南越消防組合とも連携しまして、感震ブレーカーが家の防火対策に有効な手段であるということを周知してまいります。

○議長（喜村喜代治君） 城野庄一君。

○7番（城野庄一君）昔から「備えあれば憂いなし」と言われておりますが、災害が多く発生している現在、より多くの分析や知見が発表されてきておりますので、南越前町という土地柄に合わせた有効な対策を町全体に周知していただき、備えていけたらと考えます。また、自主防災組織の設置が目的ではなく、人命救助を目的とした防災力を高める活動を推進していただき、安心・安全な生活が送れる南越前町になることをご期待申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君） これにて城野庄一君の質問を終わります。

次に、

1. 自転車活用と環境整備について

4番 山本徹郎君。

〔4番（山本徹郎君）登壇〕

○4番（山本徹郎君）議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

今回、一問一答方式でお願いいたしたいと思います。

自転車活用と環境整備についてお伺いをいたします。

まず、1つ目ですけれども、県内自治体との連携についてお伺いをいたします。

自転車は、子どもからシルバー世代まで幅広く利用されており、環境にも優しい身近なモビリティであり、その活用は通勤通学や買物、レジャーはもちろんのこと、健康づくりや観光振興にもつながるとして、自転車を活用した様々な取組への関心が高まっております。

政府は、平成29年5月に施行した自転車活用推進法にのっとり、平成30年6月に自転車活用推進計画を策定しました。また、政府の計画を受けて、県民の健康増進や、自家用車に頼り過ぎない社会の実現、自転車の利用の拡大を目的に福井県が策定した福井県自転車活用推進計画が令和6年度に計画最終年度となっております。

現状として本町では、県の策定しているような推進計画はないものの、本町を含めた広域にまたがる丹南ふれあいスポーツレクリエーションロードの設置を行っているほか、まちづくりの取組として、レンタルサイクルの貸出しや、鉄道遺産を巡るサイクリングコースの運営による観光振興の取組を実施しています。

一方、県内の他市町の取組事例を見ていると、自転車を活用したまちづくりにかかわらず様々な施策を推進していることが見てとれます。

例えば越前市では、昨年12月16日にふくい自転車活用サミットを開催されました。このサミットには、大野市、永平寺町、鯖江市、越前市、敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市の8市町が参画しており、当日は7市町の首長が集まり自治体ごとの取組を紹介するイベントであったと聞いております。このサミットの主催者は、元プロロードレーサーで福井県自転車アンバサダーである中島康晴さんです。中島さんは、本町で開催されている花はす早朝マラソンでも先導者を務めていただくなど、本町ともゆかりのある方であります。

本町は、様々な自然に囲まれた風光明媚な町であるとともに、隣の長浜市や敦賀市や越前市を結ぶ町でもあるため、隣接市とサイクリングコースの設置や本町独自のコース作成といった様々な取組を検討する余地があるかと思えます。

つきましては、本町もふくい自転車活用サミットへの参加を検討いただきたいと思いますと思いますが、ご所見をお伺いします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本徹郎議員の自転車の活用と県内自治体との連携について、お答えをいたします。

自転車は、通勤通学や買物、また、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実など幅広い目的で利用されております。また、身近で環境に優しい移動手段としてだけでなく、地域との触れ合いや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールとして、観光振興、そしてまた地域の活性化の一端も担っております。

議員ご指摘ありました、この越前市が昨年の12月16日に開催をしました、ふくい自転車を活用したまちづくりサミットでありますけれども、全国の400以上の自治体から成る自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会に加盟しております県内の8市町が参画するものであります。これは、自転車による観光推進を図り、情報交換などを進めることで、自転車文化の向上に協働して取り組むことという目的となっております。

本町におきましても、県内の他市町と連携をいたしまして、継続的に幅広い地域で自転車を活用したまちづくりを推進するために、サミットへの参画を積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） 山本徹郎君。

○4番（山本徹郎君） 町長の答弁、ありがとうございました。

積極的にご参加いただくということで、また10月には何かまた募集があるということなので、また10月になられたらその時にでも参画していただけたらなと思います。

じゃ、2つ目の自転車利用環境整備についてお伺いをいたします。

県の利用意向調査によると、利用環境が改善されれば自転車利用を積極的にしたいと回答する結果割合が、40%を超えています。また一方、利用環境が改善されても利用しないと回答する割合も38%を占めています。

ちなみに、希望する利用環境の改善策としては、「自転車通行空間の整備」「駐輪場の整備促進」「自転車と電車・バスとの接続の強化」といった回答が最も多く挙げられておりました。特に自転車通行空間の整備や公共機関との接続性の改善といった施策は、利用満足度の向上に効果的であるという結果が出ております。

道路交通法によると、自転車通行空間の整備を行うためには、自転車専用通行帯、車道上での通行位置の明示といった路面標示やピクトグラム。このピクトグラムというのは絵文字とか絵の単語、要は道路なんかで見ますかね、我が町じゃないんですが、自転車の絵を描いたやつ、ここは自転車専用道路ですよ自転車の絵を描いた、ああいうピクトグラムの設置などが必要ということでございます。

また、公共機関との接続性の向上については、駅などの公的施設を起点にしたレンタル・シェアサイクルの整備を行うことにより、観光戦略の推進や地域活性化、公共交通の補完が実現できると言われております。

本町の現状を鑑みますと、自転車通行空間整備はほぼ未整備の状況であると思われれます。公共機関の接続性については、一部を除き、レンタル・シェアサイクルの整備が進んでいません。

今後、自転車通行空間の整備、自転車利用ニーズを満たせるようなシェア・レンタルサイクルの設置数の拡充といった施策を実施して、町民や来町者が安心して自転車を利用できる環境づくりをお願いしたいと思います。

自転車は、単なるモビリティではなく、観光や二次交通のツールとしても利用ができるポテンシャルの高い乗り物でございます。町内各駅への配置、お勧めのサイクリングコースや観光施設を掲載した観光周遊マップなどの販促物を作成、

配布するほか、観光客向けの手荷物の預かり用のコインロッカーや手荷物預かり所の設置も重要な取組だと思われます。

近年の旅行は、従来の団体旅行とは異なり、個人旅行が主流となっております。インバウンド客の増加で、都心部よりも地方への旅行を希望する方々も増えてきていると聞いております。北陸新幹線の金沢－敦賀間の開業を見据え、本町が観光客から周遊先、滞在先として選んでもらえるように、自転車の充実や利用環境の整備を早急に行っていただきたいなと思います。

本町の自転車利用環境整備に関する取組策や、自転車を活用した観光施策の実施状況について、お答えいただける範囲でご所見をお伺いします。

○議長（喜村喜代治君） 中村観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（中村勝典君） 町の自転車利用環境整備の取組につきましては、令和4年度に電動レンタサイクルを導入しております。これは、今庄駅と道の駅南えちぜん山海里に親子で利用できるように、子ども用自転車を含めた各施設に11台を配置をいたしまして、今年度におきましては現在で約200人の方に利用をいただいているところでございます。

また、県が作成しました、福井サイクリングルートマップでは、今庄駅から西山公園までの約26キロを丹南ふれあいスポーツレクリエーションロードとしておりまして、環境整備の一環といたしまして、町内の河川敷の道路などを赤く着色しまして自転車専用道路として活用をさせていただいております。

自転車を活用した観光施策としまして、町では、独自のサイクリングマップにおきまして、今庄駅や道の駅南えちぜん山海里を発着地としまして、山から海を周遊するルートやダム湖を巡るルート、それから今庄宿の町並みを抜けて花はす公園を周遊するルートなど、観光地や観光施設を巡るお勧めコースを設定し、周知を図っているところでございます。

なお、今年の10月6日には、今庄365スキー場を発着地としたツール・ド・ふくいが12年ぶりに開催されるところでございます。

今後、北陸新幹線金沢－敦賀間の開業後も、議員のご指摘にありましたとおり、観光客をはじめとする利用者の利便性向上を図るための環境整備や観光施策の実施をさらに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 山本徹郎君。

○4番(山本徹郎君) 今、課長にお答えいただきましたけれども。私も知らなかったんですけども、実は自転車の通行帯が、歩道を走れるのが、13歳未満と70歳以上の方は通行が可能と、この間、県の資料を見てたら書いてあったん。「え?」と思って、僕らは基本的に歩道は自転車に乗れないと考えてたもんですから、これ7割の方が知らないと書いてありました。

ほんなんで、取りあえず、越前市でも鯖江市でも町道、市道、自転車が通る道には、道路にはその標示が、青いラインですかね、左の路肩のほうに青いラインで示してありますし、私がいつも仕事に行っている名古屋まで行くと、滋賀県なんか通りますと、あそこは琵琶湖すごいサイクリングのコースがしっかりと、国際コースがありますので、湖北の道路、8号線なんですけど、あそこらもずーっと整備してありますね。道路には自転車専用のラインが引かれていますし、ああいうのも、やはり利用者の方にとってね、安心して安全に利用できるように、また車の方からも、ここは自転車走る道なんやということが分かるように、今後とも、町で環境の整備に取り組んでいただきたいなと思っております。

では最後に、3つ目の質問に入りたいと思います。

サイクルトレインの実現性についてお伺いします。

県の計画では、鉄道と自転車を組み合わせた利用を推進するため、自転車をそのまま電車に持ち込めるサイクルトレインの利用拡大に関して、新たな運行を鉄道事業者とともに検討する計画がございます。

全国では実際に、土日祝日限定にサイクルトレインの運行を行っています。私がこの間、昨年ですかね、丹南の広域組合で視察した場所ですけれども、豊橋鉄道では、後部車両の1車両の半分をサイクルトレインとして利用して運行しておりました。これは土日祝日の始発から終電まで、全列車で渥美半島まで運行していたということがございます。そこも、豊橋鉄道もまた、今年の7月からは平日の全列車でも、時間限定ではありますが、サイクルトレインの運行の実施を始めたということがございます。豊橋鉄道の場合には、利用者は、自転車1台当たり乗車運賃に100円を上乗せをするという形で、乗車料金で利用可能となっております。

サイクルトレインは福井でも、観光客のみならず地域住民の方も利用できると。南条駅、今庄駅、湯尾駅、各4つありますから、そこから自転車に乗って買物に行くのもできるし、武生の駅から買物に行くのも、病院にも行けるということで、いろんな日常利用ができるということがございます。実現させるためには、既存の駅舎の改修や乗客対応のフォロー、採算性の取れる運賃制度の導入などの施策を実施する必要があるため、ハピラインふくいとの、鉄道事業者との連携が必要不可欠です。

今後、サイクルトレインの導入について、ハピラインふくい側への提言を実施してはいかがかと思いますが、ご所見をお伺いします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ありがとうございます。

ただいまのサイクルトレインの実現性について、お答えをいたします。

サイクルトレインについては、自転車を解体せずにそのまま鉄道の車内に持ち込めることから、出発地点から駅まで自転車で移動をして、そのまま自転車とともに鉄道に乗車をし、目的地付近の駅で下車した後、すぐにそのまま自転車に乗って目的地まで移動できると、そういう可能となる利便性の高いサービスとなっております。観光、サイクリング、通勤通学、そしてまた買物など様々な目的で利用ができて、県内でも、えちぜん鉄道、そしてまた福井鉄道などが期間限定で運行しております。

サイクルトレインの導入に当たっては、混雑時の対応、そしてまた安全性の確保など、解決すべき課題というのがあるかと思いますが、ハピラインふくいにおいても、利用促進に資する重要な施策の一つとして考えているところであります。

今後、町としましても、サイクルトレインの導入に向けまして、ハピラインふくいとしっかり連携を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）山本徹郎君。

○4番（山本徹郎君）ありがとうございました。

このサイクルトレインというのは、結構やっぱり、本当にあると便利かなと。実際考えてみると、そのまま自転車乗って、電車乗って武生も行ける、そのまま自転車乗って、また武生駅降りて使えるということであれば、本当に二次交通として利便性が高いなと思います。

なかなかこれ、新幹線開通しましてハピラインふくいの、これから運行が始まりますから、状況を見て、やはり対応していかなあかんと思うんですが、我が町はハピラインふくいの株主でございますので、また町長さん、よろしく願いしたいと思いますので、ひとつ実現に向けてお願いしたいと思います。

それでは、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（喜村喜代治君）これにて山本徹郎君の質問を終わります。

次に、

1. 南越前中学校の部活動の地域移行について

3番 高橋宏介君。

〔3番（高橋宏介君）登壇〕

○3番（高橋宏介君）それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

南越前中学校の部活動の地域移行についてお伺いをします。

部活動の地域移行とは、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、公立中学校の部活動を地域移行することです。

まずは、休日の運動部の部活動から段階的に地域移行していくことを基本として、目標時期を、令和5年度から、開始から3年後の令和7年度末の完了をめどにしております。地域の実情があり、合意形成や条件整備のためさらに時間を要する場合においても、可能な限り早期の実現を目指さなければなりません。

平日の部活動については、できるところから取り組むことが考えられます。地域の実情に応じ、休日の地域移行の進捗状況等を確認しながら行っていくことになると思います。

地域移行を目指す目的としては、望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、部活動がバランスの取れた心身の成長等を重視し、地域、学校、競技種目に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。そして、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者の協力の下、学校と地域が協働、融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を実現いたします。

具体的な効果としては、学校の小規模化に伴い部活動の種類が限定されつつある現在、関係する団体や指導人材の協力を得て地域部活動として実施されれば、部活動の種類が増えます。そして、より専門的な知識や技術を持った指導者から生徒が指導を受けられるようになります。

現在、顧問を担当している教員に聞き取りを行ったところ、指導可能な知識や技術を備えている、そう回答した教員は49%と半数ほどであります。教員は資質、能力にかかわらず、顧問を求められています。これは、経験のない教員にとっては大きな業務負担です。このことから解放してあげることにより、教員が生徒の学力を上げることや、いじめを発生させないなど、学校教育に専念できるようになります。

しかしながら、部活動を地域移行させるには多くの課題もあります。南越前町のような地域であると、民間指導者が確保できない、受皿となる地域スポーツ団体がなく、体育館やグラウンドなどの活動場所の確保などです。このような様々な問題があるために、学校に任せていたのでは負担が大きいですし、荷が重過ぎます。

地域移行が進んでいる市町では、教育委員会が主体となって取り組んでおります。国は一定の方向性を示しますが、その地域の部活動をどうするかは、学校の設置者である教育委員会と校長です。国の動向や近隣市町の様子を見ながら、そういった受け身の姿勢では、そういう自治体では地域移行は進みません。民間指導者を募集したりスポーツ団体の設立する支援をしたりとか、そういうことを民間がするだけでなく、町がしなければならない。町で任意団体を設立しなければならない、そうしないと進まない可能性もございます。

ですが、まずは教育委員会が、生徒や保護者、教員との対話や、地域と部活動を連携させるために、運営主体になる推進協議会などを立ち上げて地域移行について協議をすべきだと思います。

町には、部活動の地域移行について、地域の意見を聞く協議会のような場所があるでしょうか。また、校長会などではどのような意見が出されているか、現在の進捗状況を伺います。

○議長（喜村喜代治君） 上田教育長。

〔教育長（上田康彦君）登壇〕

○教育長（上田康彦君） ただいまの高橋議員からの中学校の部活動の地域移行について、お答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、少子化、教員の働き方改革、さらには専門的な知識、技能を持った地域の人材を活用するといった観点から、国、県、市町、そして学校が一体となって取り組むべき部活動改革であります。

特に少子化の傾向は、今後さらに拍車がかかることが予想され、野球部、サッカー一部など1チーム当たりの人数が多い競技では、将来的にチームが成り立たない状況が危惧されます。

こうした状況を踏まえ、町では昨年8月に、有識者、教員、PTA関係者、地域のスポーツ団体の代表者などで構成する南越前町部活動地域移行に関する推進協議会を立ち上げ、様々な取組を行っているところです。

詳細な内容につきましては、局長からお答えさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君）市村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（市村 誠君）お答えをいたします。

これまでの取組内容として、県内の先進市町への視察研修、中学生とその保護者、さらには中学校部活動担当教員へのアンケート調査などを実施しております。

保護者へのアンケート結果では、休日の部活動を地域に移行した際、ある程度の費用負担はやむを得ないといった方が半数以上を占めた一方で、地域指導者の人材確保や活動場所までのバスでの送迎を望むご意見が多く寄せられました。

また、校長会においては、南越前中学校長を、さきに申し上げた推進協議会の副会長として、また、教頭と部活動顧問の代表を委員として選出し、部活動の現状と課題について積極的な意見をいただいているところであります。

今後、アンケート結果等を踏まえ、推進協議会において議論を深めるとともに、保護者や教員との対話を通じて、部活動の地域移行を円滑に推し進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）それでは、次の質問に入らせていただきます。

部活動の地域移行は実現させるべきだと考えております。それは、子どもの目線から見たときに多くのメリットがあるからです。

しかし、実現させた後に起こり得る心配事も多くございます。

まずは、生徒の指導の過熱化についてです。幅の広い指導が受けられるようになり、体力や技能を向上させたりといったメリットがある一方、勝利主義に陥りやすい、そういうことです。部活動の本質は、自発的な参画を通じて、楽しさ、喜びを感じることにあります。正しいと思った指導方法が過度な内容になってしまい、部活動の本質を著しく損なってしまう可能性があります。

このことについては、教育委員会が、より具体的なガイドラインや教育観点などを示した資料を作成して、移行先となる運営団体や指導者に理解と厳守を図るとともに、地域部活動関係者に対する研修と活動評価を実施するなどして、子ども、保護者が求める指導環境整備に努めていただきたいと思います。

また、保護者の負担が大きくなってしまわないかと、そういう心配もあります。送迎をしなければならなくなったり、会費が発生するようなことになったり、けがした場合に備えて、保険に加入することになるなどがございます。また、保護者によっては、この地域移行によって部活動が無料から有料化されてし

まったく、そういうふうな印象を受ける方もおられるかもしれません。

しかし、地域移行は、子どもにとって望ましい持続可能な部活動を実現するためのものです。受益者である保護者には丁寧な説明を行ってご理解をいただき、合意形成を得ることが必要であります。

ある一定のご負担は保護者にご理解をいただかなければならないと思いますが、町には、国のスポーツ振興くじ助成金など、いろんな財源を確保して、保護者の負担軽減を図っていただきたく思います。家庭の事情で部活動に参加できない、そういったことはあってはなりません。

地域移行後の課題についてお伺いをいたします。

○議長（喜村喜代治君）市村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（市村 誠君）お答えをいたします。

部活動の地域移行を進めるに当たり、多くの課題が考えられます。活動場所の確保、保護者の費用負担、地域指導者の発掘と育成、また、議員ご指摘の勝利至上主義による指導の過熱化も懸念されます。

特に保護者の負担につきましては、施設使用料や保険料、地域指導者への報酬など経済的な負担に加え、活動場所までの送迎など新たな負担が予想されます。

また、部活動を指導していただく地域指導者の発掘についても簡単ではないと思われれます。都市部と地方、競技種目によっても人材確保は大きく変わってまいります。地域の指導者を確保した後も、適切な指導をするための研修会等を実施していく必要があります。

こうした課題の一つ一つを洗い出し、推進協議会を中心に、学校関係者、保護者、さらには地域のスポーツ関係者が一体となって取り組んでいくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）それでは、次の質問に入ります。

南越前中学校のある部活動が、生徒、保護者に、これからの練習についての意見を聞きました。もっと練習したい、そういうことでありましたので、このことを顧問の教員に伝えたところ、もっと指導してもよいと、そういうふうに理解が得られたためにクラブチームの設立を目指しました。練習するために中学校に、体育館の使用許可を申し出たところ、学校側の回答は、体育館の使用は認めますが、ボ

ール、ネットなど備品の使用は認められませんと、また、教員には指導させないでくださいと、そういうものでありました。

学校側が、地域移行にブレーキをかけてしまっただけでは一向に進むはずがございません。ですが、学校側がこのような回答になってしまうのもある程度理解はできます。スポーツ団体が学校体育施設を利用する場合、施設管理をしている学校側が、何かあった場合の責任の所在を懸念していたり、教員が指導していると、土日であっても時間外であっても、事故があった場合、学校が責任を取らされるのではないかと、そういうふうに心配しているからです。

まず、これらの学校側が持つ懸念材料を、取り払ってもらわなければ、校側はなかなか前向きに地域移行に安心して取り組んだりはできません。学校の体育施設の活用に関わる協議会の設置を行ったり、利用ルールの策定を行ったりして、放課後や休日の学校の体育施設の管理をスポーツ団体に委託したりして、この施設管理を学校側から切り離す必要があります。

また、教員の中には、専門的な知識や技術、そして指導経験があって、地域でのスポーツ指導を強く希望している者もおります。部活動を教えたい、それが教えたくて教員になったと、そういう先生もおられるわけです。

教員は、地域の事情を加味した場合、任命権者、福井県の教育委員会ですけど、この許可が得られれば営利企業等従事として扱われることとなります。つまり、地域移行後の部活動であれば、指導に副業として従事できることとなります。ただし、時間外労働と休日労働の合計時間が月単位で100時間を越えてはいけません。希望する教員が円滑に兼職兼業の許可を得られるように配慮することも必要だと思います。

部活動の地域移行というのは、運営主体が学校単位ではなくなることです。教員が指導しても休日などの時間外であれば、扱いは地域の指導者となる、先生ではない、そういうことです。

教育委員会には、学校が持つ、部活動の地域移行についての不安を取り払っていただく責任というのがやっぱりあると思います。そして、学校には早急に地域移行に取り組むように指示を出して、同時にPTA会長や役員の方々には地域移行についてのご理解とご協力を仰がなければなりません。

これからの取組について伺います。

○議長（喜村喜代治君）市村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（市村 誠君）部活動を行っている生徒あるいは保護者においても、考え方は様々です。もっと上手になりたいから土日も部活動がしたい、

あるいは、近隣市町にあるクラブチーム等に所属して専門種目を突き詰めて高いレベルを求める生徒がいる一方で、部活は平日だけ楽しく活動して、土日はほかにのこをしたいという生徒も一定数おります。教員においても考え方は様々です。

今後、このようなニーズに対して、町がどこまで受皿をつくれるか、また、どこまで支援が可能かを議論していきたいと思えます。

大事なことは、少子化が進む中、中学校3年生までの子どものスポーツの機会の確保を、地域が受皿となり、地域で子どもを育てるという視点が重要かと思えます。令和6年度は、学校と地域間を調整し、指導者の発掘、育成等を専門に行う総括コーディネーターの設置を予定しております。

今後とも、教育委員会と関係機関とが一体となり、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）今日までの学校部活動は、様々な子どもたちにある程度の低コストで豊かな経験の場を提供してきました。それを行えたのも、やっぱり教員の献身によるものです。

しかし、現在の教育現場では、やっぱり教員の方々も限界にやっぱり来ています。そのため、学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革について、この法案では、休日の部活動の指導を望まない教員は休日の部活動に従事しなくてもよい、そういうことになりました。この教員も決して拒否をしたくてしているのではないと思えます。それだけ今の先生に対する負担が大きいと、そういうことです。先生も一人の人間ですから、家庭もあるでしょうし、やっぱり土日犠牲で働くことがおかしいと、それは、僕は当たり前のことだと思えます。

でも、こういうことを考えてしまうと、近い将来、部活動がなくなってしまいます。ですから、今、学校が受皿となり得ない、それでしたら、これから地域が、受皿となっていくべきでありますので、少しでも早く地域移行を行っていく必要がある、そういうふうに思っております。中学生や保護者、担当教員へのアンケートは行われている、実施済みである、そういうふうに聞きました。校長会でも積極的な意見を聞いている、そういうふうなことです。行動に移す時期に来ているのではないかと、そういうふうに思えます。

国は、休日の部活動の地域移行を、先ほど申しましたが、令和7年度末には完了することと、そういうふうに目標を出しておりますから、議論を深めていく、そういうことは必要ですけど、あまり時間はございません。そしてこの地域移行とい

うのは、地域から求められればやる、求められなければやらなくていい、そういうことではありません。これはやらなければならないことであります。やらなければ、どうしても犠牲になってしまうのは子どもになってしまいます。子どもの、体験格差、こういうのを拡大させるようなことがあってはなりません。

現時点で進んでいる市町というのは、首長とか教育長が、自らPTAの役員会に赴いて行って、実現への理解と協力を直接訴えています。やっぱりこのぐらい行政が動く覚悟がないとなかなか実現しにくいほど、地域移行というのは難しい課題であります。教育委員会が前線に立って、推進していただけていますようお願いします。

また、保護者、指導者が学校に対してなかなか意見が言いにくいと、もっと気安く、気楽に意見が言いたいと、そういうふうな声を聞いていましたが、先ほどの回答で総括コーディネーターを設置する、そういう予定があると、そういうことを今お聞きしましたので、これから保護者、指導者、学校、教育委員会の距離感がなくなることを期待しております。

これで一般質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて高橋宏介君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

---

休	憩
〔休憩	午前11時44分〕
〔再開	午後1時00分〕

---

再	開
---	---

○議長（喜村喜代治君）会議を再開いたします。

次に、

1. 森林環境譲与税とその活用について

8番 熊谷良彦君。

〔8番（熊谷良彦君）登壇〕

○8番（熊谷良彦君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、一括質問・一括答弁で質問をさせていただきます。

私は、森林環境譲与税の活用と当町での林業活性化の施策について質問いたします。

令和6年度から、国内に住所のある個人に対して森林環境税が課されます。市町村において、個人の住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が課税され、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されます。私有林・人口林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分され、譲与されます。

令和6年度からは、当町には5,000万円弱の交付が見込まれると聞いております。当町にとっては大きな収入源となります。

この譲与税の用途は、法に基づき、市町村においては、森林の整備に関する施策と、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。

もちろん、これまでも林業育成に関する制度は設けられてきました。

例えば林野庁では、森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度を設け、地域住民が協力して行う里山林の保全管理や資源利用の活動に対して支援を行っております。この制度は、1つの活動組織当たり、年度ごとに500万円を上限として、同じ場所なら最大3年間支援しようというものです。

また、県ではコミュニティ林業の取組を支援しており、町内でも積極的に取り組んでいる集落が幾つかあります。ただ、この制度は、2年目からの金銭的支援がないのが残念です。

そこで、町としてこの森林環境譲与税を活用し、地域で動き始めている活動や機運を継続し、息の長い林業支援体制を構築していくことが望まれます。

また、この支援体制の構築に当たっては、次のような取組も検討していただきたいと考えております。1つ、移住してきた林業従事者に対し、町営住宅の入居に当たり優遇処置を取る。2つ、林業の6次産業化を図り、「林業」をキーワードに新規起業者にネット環境を整えた事務所の安価な貸出しを行う。3つ、人工林伐採後は、成長も早く杉花粉も少ないエリートツリーを植林し、花粉減少に寄与する。4つ、獣害対策、防災、減災に資する林道網の整備を図る。以上、4つであります。

個人の地権者がなかなか山に入らなくなった現状では、森林の管理を個人単位で維持するのは大変難しく、地域ぐるみで運営をすることとなりますが、地域の林業を維持する重要な基盤となると考えます。

以上、この森林環境税開始の重要な時期を捉えて、ぜひこのような制度の構築を考えていただきたいと思いますと考えますが、この点について、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの熊谷議員の森林環境譲与税とその活用について、お答えをいたします。

地球温暖化防止や国土の保全、水源涵養など、森林が持つ多面的な機能を発揮させるための森林整備を効果的に進めていく上で必要な地方財源を安定的に確保するという観点から、平成31年の3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立いたしまして、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

本町では、令和元年度から令和5年度の5か年間で1億3,729万円の交付を受けております。この間、森林環境譲与税を活用いたしまして、山際区域の森林現況調査、そしてまた森林境界の明確化事業、そしてまた森林を守る間伐材の搬出促進事業及び県産材の活用促進などに取り組んでいるところであります。

さらに、令和6年度からは、森林面積の配分割合が非常に高くなる算定に見直されます。このことで本町の交付金は、令和5年度の3,480万円と比較して1,400万円強増える見込みとなっております。

町としましても、今後とも、森林環境譲与税を有効に活用しまして森林整備や木材利用の促進を図るとともに、住民の皆様が納められた森林環境税がどのように活用されているのかをより分かりやすく周知をしていくことにも取り組んでいきたいと思っております。

なお、具体的な活用策につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 初一農林水産課長。

○農林水産課長（初一 剛君） それでは、森林環境譲与税を活用した施策ですが、町長答弁にもありました、これまで取り組んでいる事業につきましては、今後も継続していく予定です。また、コミュニティ林業支援事業などの地域活動に対する町の支援も、集落の取組状況を踏まえながら検討してまいります。

さらに、令和6年度からは、自伐型林業の育成、支援について計画しているところで、現在、必要経費を当初予算に計上し、本定例会において審議をお願いいたすところでございます。

この自伐型林業は、山林に負荷をかけないように、小型の重機を用いて、自ら山に小規模な道を造って、自ら木材を運び出すという持続可能な自立自営の林業形態で、町内でも若い世代を中心に、既に取り組んでいらっしゃる方、また、今後取り組む意欲のある方がいらっしゃいます。

初年度は、まず就業のために必要になります資格取得のための支援、重機リースの補助、また、小規模作業道の整備に対する補助などから始めていきますが、将来的には、就業者の移住、定住の支援ですとか、また、産業化のための特用林産物生産支援にも取り組んでいくなどして自伐型林業の育成支援の枠を広げていくことで、熊谷議員が言われていらっしゃる1点目、2点目、4点目の提案の実現につなげることができるのではないかと考えておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

また、議員ご提案の3点目、エリートツリーの植林につきましては、現在、国が花粉症対策として重点的に進めています。人工林伐採と花粉飛散の少ない品種への植え替え、この実施時期に合わせて取り組んでいけるよう、今後、森林組合等と調整してまいります。

このほかにも、町内で搬出される間伐材の水産業への利活用に関する調査研究も現在進めているところでして、今後とも、関係機関と連携を図りながら森林環境譲与税を有効に活用し、森林の整備や保全に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）熊谷良彦君。

○8番（熊谷良彦君）ありがとうございます。

本年2月12日の新聞報道によりますと、人口問題研究所が公表した推計人口の生産年齢人口が、2050年には現在の約半分になるとのことでした。その点を踏まえると、この問題もすぐそこに来ている未来の喫緊の課題ではないかと思っております。

ただいま課長から提案のありました自伐型林業の育成支援などをより一層進めていただき、持続できる継続性のある林業関連の事業に取り組んでいただきますよう心よりお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて熊谷良彦君の質問を終わります。

次に、

1. 人口減少に伴う企業誘致について
- 2番 谷口善治君。

〔2番（谷口善治君）登壇〕

○2番(谷口善治君) それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思ひます。

私は今回、南越前町における人口減少に伴う企業誘致についてお聞きしたいと思ひます。

本町ホームページの「町長の部屋」の「あいさつ」に「本町においても、急速な人口減少や少子高齢化の進行、社会経済情勢の変化など、地方自治が抱える厳しい課題に直面しています。」とあります。これは、東京以外全国が直面していることだと思ひます。しかし、現象を食い止めることは一筋縄ではいかないのではないかと思ひます。

数年前にも、民間有識者でつくった日本創成会議の提言では、全国の市区町村の半分に当たる896自治体が2040年には消滅可能性都市に該当すると発表したこと、これまでの国の推計に比べて地方に厳しい結果が出たことで、当時大変なニュースになりました。

また、先日、福井新聞の一面にも、国立社会保障・人口問題研究所が公表した、2050年時点の県内市町の15～64歳の生産年齢人口を20年と比べた推計表が掲載されておりました。この表で南越前町は56.3%減の驚きの数字であり、県内3番目に高い数字です。これは、働き手の中心を担う年齢層が大幅に減り、地域の産業や福祉の人材不足に直面するほか、自治体運営や交通、物流の維持が困難になるおそれがあるということであります。

なお、この日本においては、この人口減少は今に始まったものではありません。また、南越前町においても合併前より減少は始まっており、平成27年には南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略や南越前町人口ビジョンを作成し、人口減少に少しでも歯止めをかけようとしておりましたが、残念ながら、29年の改訂版の、何も対策をしなかった場合の将来人口推計に偶然にも似た数字に現在はおなっています。

この数字だけを取ると、じゃ、何もしてこなかったのかとなりおますが、これは南越前町はもちろんのこと、全国の自治体の首長も、人口減少問題は一番の公約に上げて頑張っているはずです。要するに、この人口減少の想定以上の速いスピードで進んでいること、これに輪をかけて市町村間の人口の取り合いが激化したものだと私は思ひます。

しかし、このような人口減少下において、本町もこれまでも若者の定住政策を推し進めており、来年度以降も南条地区、また湯尾地区においても住宅地の造成計画を立て、人口減少に歯止めをかけようとお事業を展開しております。

さて、私がここで思ふことは、宅地開発を行い定住施策は進んでも、元になるものは働く場所ではないでしょうか。今、本町の生産年齢の方は、どこの市町でどれだけの方が就労しているのでしょうか。また、県外の学校を卒業し戻ってきている若者はどれだけいるのでしょうか。福井県内に就職をしても、職場の近くに移り住

んでしまう方が多いように思われます。

このようなことから、私は、企業誘致を推し進めることも人口減少の歯止めになる大きな手段だと考えます。南越前町の交通の便は、県内でも他の市町村に劣ることはありません。自然も豊かで、水もたくさんあります。

さて、人口減少問題についていろいろと述べさせていただきましたが、私の質問としては、現在の企業誘致、そして活動状況についてと、今後の企業誘致をどのように進めていくのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの谷口議員の人口減少に伴う企業誘致について、お答えをいたします。

企業誘致は、新たな雇用の創出や地域産業の形成、またUIターン者の定住促進など、町勢進展の原動力であるということに加えて、法人税とか固定資産税の増収があることから、町の発展にも大きな役割を果たすものと考えておりました。重要政策の一つとして捉えているところであります。

企業誘致に当たりましては、工業団地の整備や空き工場の活用を推進してきております。町では、用地の取得や工場の設置に対する助成金をはじめ、雇用促進奨励金や空き工場等活用助成金など最大限の支援を実施をいたしております。

近年では、平成26年度に、湯尾の空き工場を活用した野菜を生産する企業を誘致しております。また、令和4年には、拡張した鯖波工業団地の土地を企業に売却をいたしまして、令和7年には操業の予定であります。

今後も、若い世代を中心として、産業振興、そしてまた雇用の創出をより一層進めるため、北陸自動車道や鉄道のアクセスがよい地理的な優位性を生かして県内外の企業を各方面に積極的に働きかけながら、全庁が一丸となって取り組んでいきたいと、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）谷口善治君。

○2番（谷口善治君）私も大学卒業してからこっち帰ってきたときに、町内に就職先がなかなか見つからないという話をよく親御さんから聞いたり、同級生の間でもそういう話があったことがありました。私の子どもなんかでも「やはり町内に

職場がない。越前市まで行けばあるけど」と言う。そこで止まればいいんですけども、鯖江、福井まで行ってしまうと、今度、子どもたちが向こうへ家を建てたり、向こうへ住んだりすることが多いので、町内に企業が誘致できれば少しでも止まるんじゃないかなと。

もう一つは、町外から町内に住んでいただいて就業していただくということも多々あると思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて谷口善治君の質問を終わります。

次に、

1. 各種団体の育成について

12番 山本 優君。

〔12番（山本 優君）登壇〕

○12番（山本 優君）それでは、令和6年3月の定例議会に当たりまして質問をさせていただきたいと思います。私のこの一般質問が、今回は9名の予定でしたが、都合でお一人欠席をされておりますので、最後になりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

今回の質問の内容としましては、今ほど議長のほうから各種団体の現状と育成についてということでのテーマは話がございました。その背景としては、4年ほど前から発生をいたしておりますコロナの関係あるいはその他のいろんな事情によりまして、集落とか、あるいは地域の各種団体の活動が大きく停滞をしているというふうな状況について、現状をどう把握されておられて、今後どうするのかということを中心に、一応、一問一答方式にて質問をさせていただこうと思います。

活動の制限がされている現状でございますが、通常はこれらの団体については、それぞれの団体の活動を通じて、その中で、リーダーが育っていくというふうなことであったと思います。しかし、現状は、そういう活動が停滞をしてできてないということでもありますので、それが1年とかということであれば次の世代が育つということはあると思いますが、今回のように3年、4年と継続をいたしますと次の世代がなかなか育っていかないという状況があるわけでもあります。

そこで、実際には次の世代を育てていくのは、それぞれの団体の自主的な活動の中でおのずと育っていくということではありますが、一方では、私自身もそうでありましたが、青年時代には県外の青年の家などに1泊2日の研修に参加をさせていただいた、記憶がございます。ここ最近では、もう私たちはその対象にはなりま

せんので、現状は分からないわけであります。

ここでまず、今ほど申し上げましたコロナ等の、背景に基づく現状の中で、現在の町内のいろんな団体が、現状はどうなっているのか。青年、婦人あるいは文化、スポーツなどの団体の数、あるいはその中で活動している会員の数等の現状について、コロナ前と後について、調査または現状を把握されておられれば、この点についてお聞きをしたいと思えます。

今ほども申し上げましたように、スポーツや文化・芸能活動のリーダーは、スポーツとか文化活動については学校教育の中でも育てやすい面がございますけれども、しかし、集落の活動あるいはそのほかのボランティア活動等についてはそういった面が大変難しい面もあるわけであります。それらを前提の中で現状がどうなっているのか、コロナ発生前、後の状況について、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本議員の各種団体の育成について、お答えをいたします。

健康で明るい地域社会を営んでいく上で、地域における青少年から高齢者に至るまでの各種団体の存在というのは必要不可欠でありまして、地域の活力の源であると考えております。

かつては、町内それぞれの集落に、子ども会、青年団、壮年会、婦人会、老人会、さらには文化・スポーツ系のサークルが存在をしまして、年間を通じて活発な活動を行われていましたが、時代の流れとともに余暇の過ごし方が多様化しまして、こうした地域の団体が徐々に縮小あるいは消滅しているのが現状かと思えます。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響でますますこの活動の自粛を余儀なくされておまして、現在は、より一層この縮小傾向にあります。今後とも、やはりこうした各種団体の育成強化に町としても努力していかなければならないと考えております。

各種団体の会員数の推移等については、担当局長のほうから答弁をいたします。

○議長（喜村喜代治君）市村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（市村 誠君）社会教育団体の団体数、会員数について、現在と5年前の平成30年を調査して比較をさせていただきました。

子ども会につきましては、平成30年に52団体742人であったのに対し、現在は40団体630人で、この5年間で12団体が解散あるいは休会をしております。スポーツ少年団については、5年前の13単位団から現在は7単位団に減少しております。

壮年会につきましては、平成30年に12団体400人の会員から、現在は7団体184人と会員数が半数以下に減少。婦人会につきましても、町連合婦人会があった5年前の会員数231人から、現在は1地区のみの44人に減少しております。

同様に、町の文化協議会におきましても加盟団体数が5年前の6割程度に減少しており、町の各年代層の団体及び文化、スポーツのサークルにおいても減少傾向が続いているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君） 今ほど、説明をいただきました現状については本当に憂う状況だと私は思います。このような状態が、これからも継続を今までのコロナの関係で、それを言い訳にして停滞をしたのを黙認をしていたというか、あるいはそれほどの手を打ってこなかったのではないかなと思います。

コロナも、これで収束をしたということではありませんが、今後、もちろんまた別な感染症等も発生する可能性はあるわけでありまして。しかし、地域におけるこれらの団体、特に集落における団体等については、行政を進める上においては大変大切なものだと私自身思っております。かつてはそういうものが活動が活発に行われたおかげで、この南越前町も住みよいまちとして今日まで来れたんだと私は思っております。その意味でもこれを、コロナが少しでも落ち着いた段階でありますので、これから、どうこれらの団体のリーダーを育てていくか、これは大変大切なことだと思っております。

今、何となくこういうふうな団体の育成のことを申し上げますと、教育委員会の担当、もちろん大きくあるわけではありますけれども、だけでなく、その他の担当課においてもそれらのことはあると思っております。その意味でも、これらの団体を今後育成するために、あるいは指導者を育てるためにどのようにされるのか。特にこれらは、本来は自主団体でありますので、自主的に自分たちが後継者を育てて、そして育成をするということが大切ではありますけれども、これらの団体が、行政の一端も結局は担っているという部分もあります。そのためには、やはり行政が積極的にこ入れをしていくということは大変大切だと思います。

その意味も含めまして、今後どのような対策を立てていかれようと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） ただいまの当面の対策について、どのようなことを検討し、計画されているのかということでございますが、団体の育成につきましては、社会情勢等もあり、一朝一夕に成果が現れるものではありません。

教育委員会としましては、まずは子どもの頃からふるさとを学び、ふるさとに誇りと愛着を持ってもらうためのふるさと教育を推進しております。令和3年度からは、各小学校が持ち回りでふるさとCM、これを制作し、自分たちの地域の魅力を発見し、学校全体で共有し、地域に向けて発信することに努めています。

一方、令和6年度から3年間、集落のリーダーを育成するために集落担い手育成事業を予定しています。これは、年度ごとに取り組んでいただくテーマと集落を決め、新たなリーダーを発掘し育成することで、今後も住み続けたいと実感できる集落づくりを目指すとともに、各種団体の維持発展につなげていきたいと考えております。

こうした取組が大きな輪になっていくよう、今後とも、地域の声に寄り添いながら各種団体の育成をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君） ありがとうございます。

後継者の育成に対する考え方については、今ほども話がございましたように、指導者の育成というのは一朝一夕にできるものでないことは私自身も十分理解しております。

そんな中で、これからのいろんな施策のお話がございました。しかし、一つのポイントとして、いわゆる若い人はそれぞれ仕事を持って、そこで働いておられます。そんな中でそういった研修等に参加をしようと思えますと、なかなか職場の理解が得られないという部分もあるのではないかなと思います。

その意味では、私、質問を申し上げているわけでもないんですが、意見として、これらのことを進めようと思えますと、まず職場の理解が必要だろうと思えます。その意味で、行政においても、地域の活動をするリーダーというのが地域の中で大切なんだと、ひいてはそれぞれの企業においてもそのことは大いにプラスになる

んだと。これは私自身の経験の中でもそう思っておる部分でございます。そういう意味で、行政として、これから積極的にそういった職場のほうにも、働きかけを行っていただきたいなと思っております。

そういうふうなものを一つ一つ積み上げることによって、元の形にはなかなか戻らんとおもいますけれども、今の停滞していくところが、少しでも止まる、あるいはそれにさらにプラスになって地域が発展をしてくれれば、常々町長が話をされておられますように、この南越前町の住みやすいまちが、ただ住みよいだけでなく、地域でのつながりも増えていくのではないかなと思っております。

私の意見を申し上げまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて山本 優君の質問を終わります。

---

閉 議

○議長（喜村喜代治君）これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 1時36分〕

第 4 号 3月15日(金)

出席議員(敬称略) 12名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	12番 山本優

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長	岩倉光弘		
副町長	北野徹		
総務課長	桶田隆治	観光まちづくり課長	中村勝典
町民税務課長	布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	初一剛	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教育長	上田康彦	事務局長	市村誠
-----	------	------	-----

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	清水幸	書記	奥谷恵美
--------	-----	----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

- 議案第 18 号 令和 6 年度南越前町一般会計予算
- 議案第 19 号 令和 6 年度南越前町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 6 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 6 年度南越前町河野診療所特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 6 年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 6 年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 6 年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 6 年度南越前町農業集落排水特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度南越前町老人保健施設特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度南越前町介護保険特別会計予算

## 当初予算特別委員長報告

- 議案第 28 号 南越前町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 29 号 南越前町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 30 号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 31 号 南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第 32 号 南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 33 号 南越前町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 34 号 南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 35 号 南越前町災害危険区域に関する条例の制定について

議案第 36 号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 38 号 南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 39 号 南越前町災害危険区域に関する条例の制定について

議案第 40 号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定について

各常任委員長報告

議案第 43 号 工事請負契約の締結について

議案第 44 号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

発議第 1 号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

発議第 2 号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

発議第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議員派遣について

---

開 議  
〔開議 午後 4時00分〕

○議長（喜村喜代治君）本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。  
日程第1 議案第18 令和6年度南越前町一般会計予算から日程第10 議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算までの10議案を一括して議題といたします。

---

当初予算特別委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）これらの案件につきましては、当初予算特別委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、当初予算特別委員長の報告を求めます。  
（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）当初予算特別委員長 6番 大浦 和博君。  
〔当初予算特別委員長 登壇〕

○6番 大浦和博君）令和6年度当初予算特別委員会よりご報告を申し上げます。今期議会定例会において、本委員会に付託されました案件審査のため、3月4日から13日までの期間中の5日間、第1委員会室において、関係理事者の出席を求めて令和6年度当初予算特別委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第18号 令和6年度南越前町一般会計予算から議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算までの各会計当初予算10議案について、所管ごとに慎重に審査をいたしましたので、その審査結果及び特に議論しました事項について、ご報告いたします。

一つ、おでかけバスの運行管理について

おでかけバスが供用開始して以来、多くの町民の皆様にご利用いただいているが、高額な委託料に見合うAIによる運行状況に柔軟な変更対応が見られない。早急に再検討していただきたい。との指摘に対し、「令和5年6月から本格運用している、らくらくおでかけバスは、AIシステムを活用して、乗車場所までの所要時間や乗り合わせを考慮した運行経路、希望した時間が埋まっていた場合

の代替え案などを瞬時に対応しながら、1日約50件の予約を受け付けています。今後は、現在実施している方法に加え、AIシステムを使用しない他の効率的な実施方法を検討していきます。」との回答でありました。

以上が、当委員会が指摘した事項に対する理事者側の回答でございました。

今後は、回答されたとおり対策が講じられているか、見極めていきますので、町側も真摯に対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました、審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、令和6年度当初予算特別委員会からの報告を終わります。

〔当初予算特別委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、当初予算特別委員長の報告を終わります。

---

#### 討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより、議案第18号 令和6年度南越前町一般会計予算から議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算までの10議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第18号 令和6年度南越前町一般会計予算は、当初予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第18号は当初予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度南越前町国民健康保険特別会計予算から議案第27号 令和6年度南越前町下水道事業会計予算までの9議案を一括して、採決いたします。議案第19号から議案第27号までの9議案については、当初予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願いま

す。

[全員起立]

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第19号から議案第27号までの9議案は、当初予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についてから日程第25 議案第42号 財産の無償譲渡についてまでの15議案を一括して議題といたします。

---

#### 常任委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）これらの案件につきましては、各常任委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めることにいたします。はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）総務文教常任委員長 7番 城野 庄一君。

[総務文教常任委員長 登壇]

○7番（城野庄一君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、3月6日に第1委員会室にて委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についておよび議案第29号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について並びに議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての3議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

[総務文教常任委員長 降壇]

○議長（喜村喜代治君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。  
これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）産建厚生常任委員長 4番 山本 徹郎君。

〔産建厚生常任委員長 登壇〕

○4番（山本徹郎君）それでは、産建厚生常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において、産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、3月7日に第1委員会室において委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第40号 南越前町水道事業給水条例及び南越前町水道法施行条例の一部改正について及び議案第42号 財産の無償譲渡についてまでの12議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についてから議案第40号 南越前町水道事業給水条例及び南越前町水道法施行条例の一部改正についてまでの13議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第28号から議案第40号までの13議案を一括して採決を行いません。議案第28号から議案第40号までの13議案については、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第28号から議案第40号までの13議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び議案第42号 財産の無償譲渡についてまでの2議案の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第41号及び議案第42号の採決を行いません。議案第41号及び議案第42号については、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第41号及び議案第42号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 追加議案の上程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第26 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第27 議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの2議案を議題といたします。

---

## 提案理由の説明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案いたしました各議案の概要をご説明申し上げます。提案いたしました議案は、人事に関するものが2件であります。

最初に、議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、現在、人権擁護委員をされております加藤 幹雄氏が令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、再度、南越前町東大道 加藤 幹雄氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、現在、人権擁護委員をされております和田 幸江氏が令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、新たに、南越前町関ヶ鼻 井上 美由紀氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました2議案につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて提案理由の説明を終わります。

---

## 採 決

○議長（喜村喜代治君）お諮りいたします。議案第43号及び議案第44号はいずれも人事案件でありますので、慣例により質疑・討論を省略し、ただちに採決をおこないたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、議案第43号及び議案第4

4号は、質疑・討論を省略し、ただちに採決を行うことに決定いたしました。

これより、採決を行います。議案第43号について、加藤 幹雄君を適任とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第44号について、井上 美由紀さんを適任とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第28 発議第1号 南越前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてから日程第30 発議第3号 南越前町議会規則の一部改正についてまでの3議案を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長(喜村喜代治君) 9番 加藤 伊平君。

〔9番 加藤 伊平君 登壇〕

○9番(加藤伊平君) それでは、発議第1号 南越前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図りたいので、この案を提出するものであります。提案者 南越前町議会議員 加藤 伊平、賛成者 南越前町議会平谷 弘子議員、同じく高橋 宏介議員。

次に、発議第2号 南越前町議会委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。各常任委員会の所管事項と課の所管事項を合わせ、常任委員会の名称並びに所管事項の改正等を行いたいので、この案を提出するものであります。提案者 南越前町議会議員 加藤 伊平、賛成者 南越前町議会 城野 庄一議員、同じく山本 徹郎議員。

次に、発議第3号 南越前町議会会議規則の一部改正についてご説明申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、議会に関連する手続きのオンライン化に対応するための改正を行いたいので、地方自治法第112号の規定により、この案を提出するものであります。提案者 南越前町議会議員加藤 伊平、賛成者 南越前町議会 城野 庄一議員、同じく山本 徹郎議員。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔9番 加藤 伊平君 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、発議第1号から発議第3号までの3議案に対する、質疑を行ないません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 採 決

○議長（喜村喜代治君）お諮りいたします。これより、討論を省略して採決を行ないたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本件は、討論を省略し採決を行なうことに決定いたしました。発議第1号から発議第3号までの3議案については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、発議第1号から発議第3号までの3議案については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31 議員派遣についてを議題といたします。本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、議員の派遣について承認を求めるものであります。議員派遣については、調査・研修を目的にお手元の配付のとおり、議員派遣を行おうとするものであります。ただし、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

お諮りいたします。本件について、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、承認することに決定しました。

---

閉 会

○議長(喜村喜代治君) 以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。閉会にあたり、岩倉町長より発言が求められておりますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 岩倉町長。

[町長(岩倉光弘君) 登壇]

○町長(岩倉光弘君) 令和6年3月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

初日の2月28日に、この本会議場におきまして、私どもが提案をさせていただきました令和6年度当初予算をはじめとする36議案及び本日追加提案をさせていただいた2議案合計38議案 全てを可決いただき、誠にありがとうございました。

令和6年度当初予算においては、防災対策をはじめ、子育てや教育、定住促進などの人口減少対策、観光誘客促進など、町政の重要課題に対応するための予算を積極的に計上したところであります。今後、職員が一丸となって、速やかに着手をするとともに、早期に効果が発現するよう努めてまいります。

また、一般質問をはじめとする議員各位からのご意見に対しましても、誠意をもって真摯に対応させていただきます。

さて、明日3月16日はいよいよ、北陸新幹線の福井・敦賀開業の日となります。50年来の悲願である、この歴史的な開業を皆様方とともに祝い、深く胸に刻みながら、開業効果を最大化・持続化できるよう、関係者の皆様方とともに鋭意取り組んでまいります。

このほか町政全般にわたり、今後も、「これからも住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」を実現できるよう、国、県をはじめ、幅広い関係者との連携を深めながら、全力で取り組んでまいります。

議員各位のご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

[町長(岩倉光弘君) 降壇]

○議長（喜村喜代治君）議員各位におかれましては、去る２月２８日から本日までの１７日間にわたり、令和６年度当初予算をはじめ、各案件に対しまして、慎重に審議いただき、それぞれ妥当なるご決議をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。審査期間中は、岩倉町長をはじめ理事者各位には、ご協力をいただき感謝申し上げる次第であります。

岩倉町長におかれましては、２期目の最後の年であり、これまでの町政の集大成を迎えることとなります。平成１７年に３町村が合併して２０周年目を迎え、今年は、記念すべき年と存じます。令和６年度の「６つのまちづくり」事業の施策実現に向けて、全身全霊で取り組んでいただきたいと存じます。

また、一昨年８月に発生いたしました大雨災害の復旧と復興に強いリーダーシップにて全力で取り組んでおられますことに、心から敬意を表します。今後も町民が安全で安心した生活を営むことができるような町づくりをはじめ、南越前町の更なる発展と町民福祉のために、全力で町政にお取り組みいただきたいと存じます。

議会といたしましても、任期の半ばを経過し、今まで以上に町民の皆様の負託にこたえられるよう、全力で取り組むこととお約束いたしまして、閉会のあいさついたします。

これもちまして、令和６年３月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後４時３１分〕